

平成23年第2回防府市議会定例会会議録（その8）

○平成23年3月25日（金曜日）

○議事日程

平成23年3月25日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 市長行政報告
- 4 議案第 1 号 防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について
請願第 1 号 議員定数の削減を行わないよう求める請願書
請願第 2 号 市民生活第一の市政を求める請願書
(以上議員定数に関する特別委員会委員長報告)
- 5 議案第22号 平成23年度防府市一般会計予算
(各常任委員会委員長報告)
議案第23号 平成23年度防府市競輪事業特別会計予算
(総務委員会委員長報告)
議案第21号 防府市奨学資金貸付条例中改正について
議案第24号 平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第26号 平成23年度防府市と場事業特別会計予算
議案第28号 平成23年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算
議案第29号 平成23年度防府市駐車場事業特別会計予算
議案第30号 平成23年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
議案第31号 平成23年度防府市介護保険事業特別会計予算
議案第32号 平成23年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
(以上教育民生委員会委員長報告)
議案第16号 防府市地域職業訓練センター設置及び管理条例の制定について
議案第17号 防府市中小企業振興条例中改正について
議案第18号 防府市工場等設置奨励条例中改正について
議案第19号 防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について
議案第20号 防府市大平山索道設置及び管理条例中改正について
議案第25号 平成23年度防府市索道事業特別会計予算

- 議案第 27 号 平成 23 年度防府市青果市場事業特別会計予算
 議案第 33 号 平成 23 年度防府市水道事業会計予算
 議案第 34 号 平成 23 年度防府市工業用水事業会計予算
 議案第 35 号 平成 23 年度防府市公共下水道事業会計予算
 (以上産業建設委員会委員長報告)
- 6 決議第 1 号 平成 23 年度防府市一般会計予算の山頭火ふるさと館整備事業に関する附帯決議(追加)
 決議第 2 号 平成 23 年度防府市一般会計予算の三田尻御茶屋公園整備に関する附帯決議(追加)
 決議第 3 号 平成 23 年度防府市一般会計予算の給食調理業務等一部業務委託事業の業者選定に関する附帯決議(追加)
 決議第 4 号 防府市に転居された東北地方太平洋沖地震の被災者支援を求める決議(追加)
- 7 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 8 議案第 37 号 交通事故に係る和解について
- 9 議案第 38 号 平成 22 年度防府市一般会計補正予算(第 15 号)
- 10 議案第 39 号 防府市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
 議案第 40 号 防府市議会委員会条例中改正について
 議案第 41 号 防府市議会委員会条例及び防府市議会図書室条例中改正について
 議案第 42 号 防府市議会会議規則中改正について
- 11 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員(25名)

1 番	松村学君	2 番	土井章君
3 番	山根祐二君	5 番	中林堅造君
6 番	斉藤旭君	7 番	重川恭年君
8 番	青木明夫君	9 番	山田耕治君
10 番	河杉憲二君	11 番	久保玄爾君
12 番	田中健次君	13 番	藤本和久君

14番	三原昭治君	15番	木村一彦君
16番	横田和雄君	17番	安藤二郎君
18番	高砂朋子君	19番	弘中正俊君
20番	大田雄二郎君	21番	佐鹿博敏君
22番	今津誠一君	23番	山下和明君
25番	田中敏靖君	26番	山本久江君
27番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	杉山一茂君
教育部長	山邊勇君	水道事業管理者	浅田道生君
水道局次長	岡本幸生君	消防長	秋山信隆君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	權代眞明君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開議

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、藤本議

員、14番、三原議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） これより、市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 東北地方太平洋沖地震の被災地に対する支援状況等について、御報告申し上げます。

この地震及び津波につきましては、その被害はまさに甚大でありまして、死者、行方不明者を合わせて2万人を超えるという、未曾有の被害となっております。ここに改めまして、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、被災地の早期の復興をお祈り申し上げます。

さて、本市の災害被災地への支援でございますが、まず、支援体制といたしましては、情報の共有化を図り、タイムリーな支援体制を確立する必要を感じまして、庁内組織として、「防府市災害支援対策会議」を立ち上げ、3月14日から休日を除く毎朝協議を行い、日々変化する状況に対応しております。

また、3月18日には、市議会議長、自治会連合会会長、社会福祉協議会会長、商工会議所会頭、青年会議所理事長、さらには、防府警察署長、山口県防府土木建築事務所長など、全市的な組織の代表者の皆様にお集まりいただき、「東北地方太平洋沖地震・防府市災害支援対策連絡会議」を設置いたしまして、情報の提供と共有を図るとともに、御質問や御意見をいただきまして、防府市を挙げての被災地支援態勢を整えたところでございます。この会議は、既に3回の会合を重ねております。

次に、人的支援でございますが、まず、水道局では、先日の行政報告で御報告申し上げましたとおり、3月13日に、職員3名を被災地に向け出発させております。到着後、福島県白河市及び宮城県仙台市で給水活動を行ってまいりましたが、現在は、職員が交代し、第二陣が仙台市で給水活動を行っております。

また、消防本部につきましては、山口県の消防緊急援助隊として、3月14日から5人を派遣いたしました。宮城県石巻市において、救援活動を行ってりましたが、任務を終え、22日に無事帰庁し、活動報告を受けたところでございます。

また、これまでに、水道修理技術職員、建物応急判定士、下水道技術職員、被災宅地危険度判定士、保健師、ごみ収集のパッカー車及び対応人員などについて、派遣が可能かど

うかの問い合わせを受けており、今後、要請があり次第、直ちに対応できるよう体制を整えております。

支援物資につきましては、災害の翌日から、市民の皆様から続々と寄せられておりまして、市では、3月19日以降、土、日、祝日も窓口を開設しまして、受付を行っているところでございます。

しかしながら、御存じのとおり、現地の交通事情が悪く、また、自動車燃料の著しい不足、福島原発の事故などが重なり、被災地に届ける方法に苦慮しておりましたが、千代田運輸株式会社の御協力のもと、3月19日に13トントラックにより、第1回目の送付を行うことができました。

支援先は、競輪などで御縁のございます福島県いわき市とし、職員1名もあわせて派遣し、支援物資をお届けいたしました。

さらに、3月23日には、福山通運株式会社の御協力のもと、10トントラックにより、現地から要望の強い、水、食料、日用品を中心に第2回目の支援物資を同じくいわき市にお届けしたところでございます。

このほか、毛布や衣類等の支援物資につきましては、山口県を通じて、各被災地へお届けすることとしております。

また、募金につきましては、市役所本庁舎の受付をはじめ、市内の各公民館など、公共的な施設を中心に募金箱を設置しております。

義援金につきましても、市役所本庁をはじめ、各公民館及び社会福祉協議会などで受け付けておりまして、3月24日現在で、既に、合計で2,000万円を超える寄附をいただいているところでございます。

本市に寄せられました義援金は、日本赤十字社を通して、また、防府市社会福祉協議会に寄せられた義援金は、中央共同募金会を通して、それぞれ被災地に届けられることとなっております。

また、防府市としての義援金につきましては、市民1人当たり500円相当額となりまして、計6,000万円を、全国市長会を通して、被災地の市町村に送付したいと考えておりまして、本日、補正予算案として御審議いただくこととしております。

さらに、今回の災害は未曾有のものであり、被災地の復興には大変な御苦勞があらうかと思っております。

今後、被災者の本市への避難、あるいは転入などが十分に考えられますので、これに温かく対応できるよう、市営住宅の提供、小・中学校への転入受入などの支援準備を行っているところでございます。

本市は、一昨年の豪雨災害の折に、全国から温かい御支援をいただいた市でございます。でき得限りの支援をさせていただきたいと考えておりますので、今後も、被災地や被災者の皆様の動向に留意しながら、市内の対策会議や、先ほど申し上げました全市的な連絡組織、「東北地方太平洋沖地震・防府市災害支援対策連絡会議」での調整を行い、市を挙げての適宜、的確な支援を行ってまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、市長行政報告を終わります。

議案第1号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について

請願第1号議員定数の削減を行わないよう求める請願書

請願第2号市民生活第一の市政を求める請願書

（以上議員定数に関する特別委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第1号、請願第1号及び請願第2号の3議案を一括議題といたします。本案については、いずれも議員定数に関する特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の報告を求めます。久保特別委員長。

〔議員定数に関する特別委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○11番（久保 玄爾君） さきの本会議におきまして、継続審査により、議員定数に関する特別委員会に付託となりました議案第1号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について、請願第1号議員定数の削減を行わないよう求める請願書、請願第2号市民生活第一の市政を求める請願書について、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議案第1号については、市民の皆様から、議案に対する賛成、反対の立場から意見を公募し、賛成3名、反対6名の方から意見書の提出がございました。

委員会では、公平性の観点から、賛成2名、反対2名の方を選出し、意見を述べていただきましたので、その意見陳述等の主なものを申し上げますと、賛成の方は、意見陳述では、「原田市長の時代から、議員が多過ぎるので、少なくならないかとお願いをしておりました。議員は報酬分の仕事をなされておられるのかと、前から思っておりました。このたびの問題で、1人でも2人でも、市民に負担がかかるのであれば、一つずつ減らしていくのが理想的な市の運営方法でないかと思っています。名古屋市みたいにならないよう、防府市と議会とが歩み寄りの気持ちを持ってほしいと思います。議員数が少なくなれば、一生懸命働かれると思うので、意見が市のほうへ届きやすくなると思います」との意見陳述がございました。

この条例改正案に賛成の方の意見陳述に対する質疑等の主なものを申し上げますと、「どういう理由で議員が多いと思われるか」との質疑に対し、「根拠というものはありませんが、地域の問題を議員にお願いしても、市に通じないから多いと思っている」との答弁がございました。

また、「それぞれの議員が責務を果たせば、改正案の11人でなく、27人でもよいか」との質疑に対し、「個人的には、議員一人ひとりが100%に近い仕事をするのであれば、27人でよいと考えております」との答弁がございました。

続いて、2人目の賛成の方の意見陳述では、「不景気の時代であり、議員数を削減して経費を削減することによって、その経費を市民のために使ってほしいということが最大の理由です」との意見陳述がございました。

2人目の賛成の方の意見陳述に対する質疑等の主なものを申し上げますと、「議員数を削減するという理由は何か」との質疑に対し、「議員が多いと選挙において少数の得票で当選するが、議員が少なくなると多くの得票が必要となり、よい議員が生まれると思います」との答弁がございました。

また、「二元代表制は、少数意見を抹消しないために、議員数がそれなりに必要と思われるがどう思うか」との質疑に対し、「議員数が減ったとしても、市民の声が届きにくいということは考えておりません。何かあれば、自治会長に相談します。ただ、主婦の感覚で署名活動を行って、家計も苦しいので、議員数を削減して、その経費を市民のために使っていただきたいと思いました。議員数が少なくなると、1人の議員の行動がよく見れるようになると思います。一般質問は14名から17名の方が行っているということで、議員数が減るとすべての議員が質問できると一般市民は思っております」との答弁がございました。

また、「議員定数17人にこだわっているか」との質疑に対し、「17人にこだわっておりませんが、議員定数は削減してほしいと考えます」との答弁がございました。

次に、条例改正案に反対の方の意見陳述の主なものを申し上げますと、「防府市の議員定数の条例改正案に関して、削減に反対しているわけではありません。ただ、17人という数字が根拠がなく、34人割る2は、余りにも安易ではないかと思います。市民と市の行政機関を結ぶパイプ役として、災害時に市民の意見が行政にしっかり届くためには、各自治会もしくは小学校区に議員1人は必要と思っております。さらに、防府市全体を代表する議員としての人数をプラスして、新しい議員定数を議員が話し合っ決めていただき、市民に説明していただきたい」との意見陳述がございました。

この反対の方の意見陳述に対する質疑等の主なものを申し上げますと、「議会は監視機

能、政策提言と考えられる機能と、議員削減との関係はどうか」との質疑に対し、「削減ありきではなく、委員会を円滑に運営できる必要な人数と、政策提言をするために必要な人数を議論した上で、予算経費との勘案で決めるべきと考えます」との答弁がございました。

また、「市民の要望を吸い上げるために、100人委員会の提案があるが、どうか」との質疑に対し、「議員定数の条例改正案とともに、100人委員会の提案がありましたが、非常に危険なことで、組織力のあるところが多く委員になり、議論に値しないと思います」との答弁がございました。

また、「民意についてどう思うか」との質疑に対し、「政治家の調整力が問われるもので、一つの民意にこだわると危険と考えております。選挙に勝って市長、議員になるが、立候補したときから市民の代表であり、また、投票した者だけの代表ではなく、防府市全体の代表として立っているのなら、民意という言葉は使えないと思っております。たくさんの民意をまとめるのが、市長、議会に求められると考えております」との答弁がございました。

また、2人目の反対の方の意見陳述では、「1番目に、市長選における公約は半減ということ強く言っていたが、現在は、半減ではなく10人減らすということで議論が進められています。これは、公約の実行とは言えず、あくまでも半減をテーマに議論を進めていくべきだと考えます。

2番目に、定数を減らすことにより、議員が各地域や市民の意見を吸い上げ、議論の俎上にのせる機会が減る可能性があります。また、首長の専決制を高めてしまう可能性があると考えます。

3番目に、議員は、市民の声を市政に反映させる役割があるのはもちろんですが、それらの意見を系統づけたり、論理化することが求められていると考えますが、議員削減はその機能を低下させる可能性があると考えます。

4番目に、議員削減による議員報酬の削減は、市の財政にとって、大きなメリットをもたらすとは思えません。もっとほかに削減する事案があるのではと考えます。また、議員活動は、多忙かつ専門知識が必要であり、議員報酬が法外とは考えられません。それでも、議員報酬が高額という世論、意見があれば、定数を変えずに議員報酬を半減にすれば、同様の経済効果が得られると考えます。

5番目に、今後の市議会選挙において、候補者にとっては参入障壁が今の倍になり、組織的なバックボーンがある候補者が有利になる可能性が高まります。また、議員の世襲制をより加速化する可能性があると考えます」との意見陳述がございました。

この反対の方の意見陳述に対する質疑等の主なものを申し上げますと、「議員数は少数のほうがよい議員が生まれて、意見を吸い上げる能力が高まるという意見があるがどう思うか」との質疑に対し、「私は秋穂町出身ですが、秋穂町が山口と合併し、山口市議には旧秋穂町議員は2人います。旧町議会から人数が減ったことによって、住民の意見が前よりも拾い上げられていないという現象が起きているというふうに聞いております。少数精鋭になったからといって、人口が変わらないのであれば、議員の仕事は倍になり、それ以上の仕事ができなくなると考えます」との答弁がございました。

また、「議会だよりはどう思われるか」との質疑に対し、「議会だよりは今のままで問題はないが、ラジオ、ケーブルテレビ、ホームページ、ツイッターとかを駆使して、市民にわかるように方策を検討してほしい」との答弁がございました。

また、「議会、政治に関して、ボランティアで行うことをどう考えるか」との質疑に対し、「議会の仕組みを考えると責任重大であり、しかるべき報酬を得るべきで、ボランティアは本意ではありません。ボランティアでは、軽い発言が増えるものと考えます」との答弁がございました。

また、「条例改正案の請求者は、当委員会で説明責任があると考えているが、出席しないことについてどう思うか」との質疑に対し、「署名を集められた方々には説明責任があり、委員会に出席しないことは、議会政治を否定するものと考えます」との答弁がございました。

また、「定数半減の実現を求める市民の会が3万5,000余りの署名を集められたものは、民意として考える」との意見がございました。

また、「このたびの条例改正案に賛成の方々は、署名の受任者であり、条例改正案17人に賛同されて署名を集められたものだが、100%に近い仕事をするのであれば27人でよいとか、17人にこだわっていないが、議員定数は削減してほしいとの意見が出され、この署名は何だったのかという疑問を感じている」との意見もございました。

また、「定数半減のねらいは、8,000万円の経費削減を主張されているが、議員の大幅な削減は、議会本来の役割、機能を低下させるもので、大きなマイナス効果を生むことを危惧している」との意見がございました。

また、「少数精鋭という意見があるが、全く根拠のないもので、議員が少なくなると、首長の政治をチェックする機能が弱まり、住民の意見を市政に反映させることも弱まることになる。また、削減されてはならない議員が消えてしまう可能性が高いと考える」との意見がございました。

また、「直接請求の代表者は、議会のシステムを知って条例改正を請求されたのか疑問

を感じている。議会は議論によって意見集約をし、一つの答えを出すものであり、自分の主張だけをされてすべて終わったということであれば、議会制民主主義を御理解されているのか。また、議会そのものを否定されているのではないか。直接請求の代表者に議員定数の数字をいう資格はあるのかと残念に思う」との意見がございました。

また、「市長選挙の民意を強調されるが、議員も市民に託されて選挙によって出ており、議会の民意は、議員の構成によって民意が反映されるが、議会と市長の民意が異なった場合には、双方で協議し、結論を出すのが議会の場である。これが基本的な二元代表制であり、そのことについて民意を閉ざすと言われるのはどうかと考える」との意見がございました。

また、「請求代表者が本会議で述べられた中に、疑義、疑問がたくさんあるが、請求代表者がこれ以上述べる必要がないと言われるので、判断することができないし、一方的な発言で、民主主義を理解されているのかと痛切に感じている。再三再四にわたる出席のお願いにもかかわらず、本委員会に出席されないことは無責任である」との意見がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「議会が住民の意思を反映する機能、行政をチェックする機能が削減され、二元代表制の一方である首長の権限が強くなり、独裁化を強める。また、少数になって精鋭になるという意見は、根拠も保証もないことで、議会のチェック機能が弱まると市の財政に大きな問題が生じることが考えられる。

また、議員定数については、議会では検討協議会で議論をしており、市民参考人、請願等の意見を十分しんしゃくしながら、慎重に検討していただきたいと考えており、17人に対する議案については承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成少数により、不承認とした次第であります。

次に、請願第1号について、請願代表者の意見陳述の主なものを申し上げますと、「条例改正案の直接請求者の説明を聞いて、議員定数を他市と比較する場合には、単に人口だけではなく、その都市の人口密度、面積、地域の特性を踏まえた上で比較する必要があります。大阪市衛星都市は、面積が狭く議員数が少ない状況であり、もう一つの特徴は、報酬、政務調査費が非常に高く、人口密度、人口集中地区人口比率が高いことです。防府市は、人口密度619人で、県下で一番高いが、大阪地域と比較しても意味がないと考えます。大東市の面積は18.27平方キロメートルで、防府の牟礼地域が20.06平方キロメートルであり、このような状況である人口13万人と比較しても意味がないと考えております。

山口県地方自治研究所が周南市と山口市で行った合併後の住民意識調査では、合併特例

後、市議会議員選挙で旧新南陽市では、それまでの22人の議員が8人に、旧小郡町は、同じく22人の議員が3人に減少しました。「住民の声は合併前に比べてどの程度施策に反映されていると思うか」との質問に、旧新南陽市が、「余り反映されていない」と「反映されていない」を合わせて約60%、旧小郡町では、50%以上が「反映されていない」という状況でございます。

議員の増減は、住民との距離の問題が生じるのであります。地方自治により、本質的なものは、住民の意思と責任に基づいて、政治・行政を行うという「住民自治」の原則です。今後は、法定受託事務についても議決事件になると、国の話もあり、体制が変わってくるということで、住民自治の根幹の機関として、議会の役割が高まってきております。住民の代表機関であるから、それに応じた数は必要であり、意思決定に参加できる議員はできるだけ多いほうがいいことであります。

全国市議会議長会の資料、「議員定数に関する調査」によると、合併特例法を適用していない市の議員減員率は、平均18.4%、法定上限定数が34人の市では、減員率16.7%、県内13市の減員率は17.5%であり、当市の減員率は既に20.6%で、いずれの数値を上回っていることから、定数を削減してはならないと考えます。

松浦市長は、議員半減によって、将来にわたって財政が安定するようなことを言うておられますが、議会経費は総予算全体から見ると0.7%に過ぎない。これを半減したところで大勢に影響はないと考えます。

総務省の地方行財政検討会議は、「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」で、住民の縮図としてふさわしい議員構成が必要と述べ、サラリーマンや女性が活動しやすい環境整備の検討を進めるとしております。こうした先進的な方策が提起され、検討されている時期に、住民の縮図をさらに小さくする議員削減を行うことは、住民自治にとって自殺行為にほかならないと思います。今日のように価値観が多様化としている中では、議員定数削減よりも、むしろ定数増を視野に入れた検討が必要なのではないかと考えております」との意見陳述がございました。

請願第1号の意見陳述に対する質疑等の主なものを申し上げますと、「少数精鋭についてはどう考えるか」との質疑に対し、「少数精鋭の考えは持っておりません。議会と首長を車に例えると、地方自治の車を真っすぐに進めるためには、議員は多数精鋭でなければならないと考えております」との答弁がございました。

また、「大東市では、組織票がないと選挙は当選できないと聞いているが、どう思われるか」との質疑に対し、「定数が少なくなると、当然、大きな組織票がないと当選できなくなると考えられ、志を持った若者も選挙に出にくくなることにつながると思います」と

の答弁がございました。

また、「地域性は重要と考えるがどう思われるか」との質疑に対し、「大東市とは違い、防府市には、小野、富海、向島地区などがあり、富海地区には議員がいないことから、富海の住民の声はだれが反映するのか、トータルに考えていく必要があると思います」との答弁がございました。

「法定の上限定数から減じている各市の比較において、全国市議会議長会の資料である「議員定数に関する調査」では、合併特例法を適用していない市の議員減員率は、全国で18.4%、法定上限定数が34人である市は16.75%、県内13市の減員率は17.5%であり、防府市は既に20.6%減じており、いずれの数値を上回っている。このような状況の中で、定数を削減する必要はないとの考えについては賛同する」との意見がございました。

また、「総務省の地方行財政検討会議では、「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」で、住民の縮図としてふさわしい議会構成が必要と述べ、サラリーマンや女性が活動しやすい環境整備の検討を進めるとしている。こうした先進的な方策が提起され、検討している時期に、住民の縮図をさらに小さくする議員削減を行うことは、住民自治にとって自殺行為にほかならないとの意見については賛同する」との意見がございました。

また、「議員定数の削減を行わないようにとの意見や、むしろ多いほうがよいと強調された意見には、いかがなものかと感じた」との意見がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「法定定数からの削減率のデータを示され、全国平均、県内平均に対し、防府市の削減率が高いという意見や、住民の縮図をさらに小さくする議員削減を行うことは、住民自治にとって自殺行為であるとの趣旨に賛成する」との賛成意見に対し、「議会には、行政のチェック、監視機能とともに、住民の意見を受けとめ、住民の自治を実施する役割があり、二元代表制のあり方を十分認識されての意見と考え、大いに賛同いたしますが、議会としても議員定数検討協議会の中で議論しており、全く議員数を削減しないという考え方には賛成しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成少数により、不承認とした次第でございます。

次に、請願第2号の意見陳述では、「市民生活第一の市政を行っていただきたい。防府市民にサービスが行き届いたり、将来像として住みよいまちになっているというイメージが市民には見えてこないのので、首長と議会がもめている場合ではなく、市民生活の向上に向けてサービスに専念していただきたい。議員半減は、市民の声が行政に届きにくくなると考えられ、議員半減に対する十分な説明がありませんので、半減には反対でございます。

議員数については、開かれた議会として、第三者機関を設置していただいて、第三者の

意見を尊重した上で、議会で決めていただきたいと思います。議員半減が市の人件費の節約という目的であれば、議員半減ではなく、一般職員、特別職の給与を含めた市全体を見渡して、薄く広く節減していただきたいと考えており、一部に偏った節減は問題があると思います。新しい防府をイメージして、半減の必要性がよくわかりません。議会の機能が不十分なら、議会改革なり、市長との対話のあり方なり、双方で工夫し、改善する具体的な動きが見えておりません。なぜ、議員半減なのか、言葉としては非常にわかりやすいのですが、理論として、どういう説明をしているのか、見えておりませんので、議員半減が大きな課題として理解できないものでございます。

防府の明るい将来像が見えてこない、近隣の都市と比較して、おくられているように感じております。議員数も大事だが、若者が防府に住み続けるまちとして、中・高生が夢のあるまち、将来像の見える市民生活第一を取り上げていただきたい。市長対議会の対立構図から、市長対議会対市民の三者が、新しい構図を考えていくことが民主主義の歩みと考えております」との意見陳述がございました。

請願第2号の意見陳述に対する質疑等の主なものを申し上げますと、「議員数については、第三者機関を設置して、この機関の意見を尊重した上で、議会で決めていただきたいとのことだが、公正中立な第三者機関とは、どういう人選を想定しているのか」との質疑に対し、「必ずしも防府市在住ではなく、広く専門的な研究をしている学識経験者、議員OB、行政OB、市民の代表が考えられます」との答弁がございました。

また、「請願書の中に、市議半減は、ごく一部の人たちが市政を取り仕切るとあるが、具体的にどういうことか」との質疑に対し、「選挙で会社の経営者等が立候補すれば、固定票があるため有利であり、市民には、少数意見が通じなくなることが民主主義としてよいのかどうか見えてこないと感じております」との答弁がございました。

また、「議員定数については、第三者機関を設置して議論すればよいという提言であるが、公正中立な外部員については、判断のしようがないのではないかと考える」との意見がございました。

また、「市長と議会がもめている場合ではない。市民生活の向上に向けて、サービスに専念していただきたいとの意見は、市民の皆様も同様な考えであると思われ、防府市の未来を幸せなものにしていく考え方は、市民の目線に立った尊重すべき意見であり、賛同いたします」との意見がございました。

また、「半減の必要性が見えない、半減は言葉としてわかりやすいが、理論として説明が見えないと言われている。人件費の削減を言うならば、議員だけではなく、特別職、一般職員の給与の削減を含めて広く薄く節減していただきたいとの意見は、全体的には良識

な考えで評価したい」との意見がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「市民生活が大変苦しくなっているときに、市議会議員半減問題によって、市長辞任や市議会解散等によって、市政を混乱、停滞させることなく市民生活第一の市政を行うことは、市民にとって一番重要なことである。また、定数半減は明確に反対され、適切な定数に関しては、開かれた議会として、議会のあり方、地域性、経済、社会的な状況を考慮した上で、第三者機関の意見により、広く意見を求めることにより、議会で議論し、結論を出すとの趣旨には、大いに賛同する」との賛成意見に対し、「市民生活第一の市政を行うこと、また、市議半減は、ごく一部の人が市政を取り仕切ったり、市民の声を届けにくくする恐れがあるのでやめてくださいとの意見に関しては賛同いたしますが、公正中立な第三者を設置して、意見を尊重し、決めることは、先延ばしの原因や公正中立な機関がどのようにしてできるのか難しいと考えることから賛成しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成少数により、不承認とした次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、これより一括して討論を求めます。25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） ただいま議案となっております議案第1号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について並びに請願第1号、それから請願第2号について討論いたします。

まず、議案第1号につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。いずれも、この3件につきましては、私は、当初から、議会が言われているこの考え方は正しいと思っております。議会が判断して定数を定める、こういうことは非常にいいことだと私は思います。その中で、特別委員会等々で参考人を招致する、こういうような状況になっております。その辺は、裏腹の状況になっておるのではないかなと、かように思っておりますことを先に申し上げておきます。

まず、定数の問題につきましては、市民団体から定数を削減するという事で、多くの方々から署名を集められ、このように提案されて、審議されている状況、その中で、民意ということを考えない、「民意というものは、全体を見るということである」このように言われておりますけれど、民意という中で、まず3分の1以上の方々も署名を集められ、出されている、これこそ本来の民意である。あの方々は民意ではないということではご

ございません。その方々は、それなりに皆さん方の動向を見守っておられると、かように思っています。そういう中で、議員定数の署名を集められた方々の涙ぐましい努力に対しても、これは報われなければならないというふうに思っております。

また、人口の問題等々も論じておられますけれど、今、面積がどうのこうのという問題はさておいて、国においては、最高裁でも判例が出ておりますように、1票の格差ということが論じておられます。まずは、人口を主体としてもは考えるべきであると、私はこのように思っております。いろいろな問題はあるにせよ、私は定数については減員していく、市長は、当初13名という提案をされております。私は、13名でも十分やっていく、非常時の場合、議員がどれだけの力が発揮できるかというような場合、これは、もう論外でありまして、それは、日ごろの行動を、どれだけ努力するかという議員一人ひとりの資質によるものだと私は思っております。毎日が勉強、毎日が努力ということで、頑張れば定数は半分でもよいと、人のことを考えれば17名という、提案されていることについては理解できるということで、賛成いたします。

それから、請願第1号議員の削減を行わないように求める、このことについては、議案第1号で「定数は少なくしてもいい」ということを言っておりますので、不採択と考えております。

また、請願第2号につきまして、第三者的に考えて定数を考えるということは、議会とすれば、議会だけで考えるべきであって、私は、第三者では考えるべきでないということで、不採択とするほうがベターだというふうに考えておりますので、討論させていただきます。

終わります。

○議長（行重 延昭君） 12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 議案第1号には反対、請願第1号は採択すべきもの、請願第2号については不採択すべきものとの立場で討論をいたします。

市長選挙で選ばれることと、シングル・イシューの課題を問うことは、本来異なるものということを最初に強調しておきたいと思えます。つまり、市長は、市の代表者として執行機関を統括するという大きな権限を持たれるわけで、市民は、だれが市長にふさわしいかを定める、投票する際には多くの政策、候補者の政治経験や識見などで総合的に有権者は判断するものであります。

昨年の市長選挙におきまして、相手候補は議員定数を争点にはしていなかったわけであり、この点で5年前の選挙で合併が争点化されたのは、構図が異なるだろうと言えます。松浦市長が当選したから、議員半減が民意とは言えないと私は考えます。

次に、直接請求の代表者の議案審議についての問題について申し上げます。

直接請求の代表者の方は、本会議場で意見陳述をされ、これに対して議員は質疑はできないとのことでありましたので、参考人として委員会で、ぜひお話をお聞きしたいということで、直接請求代表者の阿部次男氏には2回の出席を、委員会としてお願いをし、さらに直接請求の運動母体であった市民団体「議員定数半減の実現を求める市民の会」の役員の方に、参考人として出席を求めるお願いもいたしました。これも拒否されたということは、残念であるとともに、説明の責任を放棄されたことであり、大変に遺憾に思います。

直接請求の17名に削減するという議案に賛成のお二人の市民の方が、特別委員会に出席していただけたのが大変幸いであったと申し上げなければなりません。このお二人とも直接請求の受任者でありましたが、必ずしも半減にこだわっていないことも、また明らかとなりました。賛成・反対の公募市民の御意見、さらに、2つの請願の代表者の御意見をお聞きをし、私なりにこの問題を整理させていただきます。

第一に、議員を17名に半減すれば、住民の意思を反映するという議会の機能が低下をするということでもあります。

第二に、議員を17名に半減すれば、行政をチェックする議会の機能も低下をするということでもあります。

第三に、したがって、二元代表の片方の議会の機能が低下をすれば、もう一つの代表機関である首長の機能が強大化し、市政の独裁化あるいは地方自治の空洞化といった傾向を強めることとなるのではないかと考えられます。

第四に、議員が17名に半減、少数になって、精鋭化をされるのかどうか疑問であります。さまざまな職業や経験を持つ議員が多くいることにより、むしろお互いに切磋琢磨するのではないかと私は考えます。

第五に、議員を削減して生じる財政的な寄与よりも、議員のさまざまな政策提言、一般質問などによる政策提言による不要な支出の削減あるいは地域産業の振興など、むしろ逆に大きな効果があるというふうに信じます。

今回、直接請求の代表者は、議会の意見陳述で、市長を応援するためでも、市長に頼まれたものでもないと言われ、法の定める50分の1を大幅に超える署名を集め、議会に、こういった条例請求という形で問題提起をされました。このことが引き金となり、他の2つの市民団体が立ち上がり、これに反対する立場から請願が出され、私たち議員も議会はどうかあるべきか、また議員はどうかあるべきか、議論が深まったということについては大変意味があると思います。

NHKの特集番組でも、「市長対議会」という取り上げ方ではなく、防府市では、市長、

議会に、市民、市民団体が入ってくる構図として取り上げられました。直接請求の署名をされた御苦勞には大いに敬意を表するとともに、こうした形で議会に市民の目が向けられ、また議論が深まったことは大変意義があるというふうに私は感じております。

そうであっただけに、直接請求の代表者あるいは半減を求める会の役員の方に、特別委員会に御出席いただき、お話をお聞きし、議論ができなかったことは大変残念であります。議会は議論の場であるからであります。議論を拒否するものは、むしろ危険なものを私自身は感じております。

結論として、直接請求という形で多数の署名を集められたことに敬意を払いながら、しかし、議員半減、17にするということは、議会の機能を弱め、そのことにより、二元代表制のもう一つの代表である首長の機能を強めるものとして、市政の独裁化あるいは地方自治の空洞化を強めるものであり、また少数になって、精鋭になったり、本当に財政寄与するのか疑問であります。したがって、議案第1号には反対をいたします。

請願1号については、私も紹介議員の1人であり、詳しくここで述べられていることは客観的なデータに裏打ちされたものであるもので、的を射ており、賛成をいたします。

請願2号については、防府市を愛する気持ちが伝わってくる請願書の内容でありますけれども、公正中立な第三者機関が可能なのか、疑問に感じますし、また既に議会内に「議員定数検討協議会」ができて、データに基づき議論を開始しており、第三者機関をつくるのではかえって時間がかかり、引き伸ばしとやゆされかねないと考え、賛成しがたいということを態度表明をいたします。

そして、こういう結論に私自身が至ったこと、あるいは議会が最終的にどういう形で議決をするのか、まだわかりませんが、議会の議決責任、説明責任ということを実に果たし、市民の、得ることが今後の議員、議会にとって大事であるということを最後に申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

○18番（高砂 朋子君） 一括して討論をさせていただきます。

議案第1号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正に対して、反対の立場を表明いたします。二元代表制の趣旨は、住民が議員と首長をそれぞれ直接選挙で選び、議会が執行機関に対して、独立・対等の機関として、市民の信託にこたえ、監視し、牽制することで、地方自治の空洞化を防ぐ役割を担っていることは、防府市議会の基本条例の前文にもうたってございます。

また、地方自治体の責任領域が拡大していく中で、地方議会の役割、議員一人ひとりの

果たすべき責務は、これまで以上に大きくなります。私どもは幅広く市民の声を反映するために、市民に開かれた議会、市民と協働する議会を目指しているところでございます。この条例中改正に反対の立場で意見を述べられた市民の方が、大幅な定数減は、意見の多様性を欠き、市民の声を反映する機能を低下させるという主張をされたことに対して、同意するものでございます。

私ども公明党は、定数削減に対して異を唱えるものではございませんが、今回の直接請求をされた市民の会、阿部会長の主張されている、減定数10の大幅減、少数精鋭の議会に対しては賛同できるものではないと考えております。よって、定数を17とされる条例中改正には反対をいたします。

次に、請願第1号でございますが、議員定数の削減を行わないよう求める請願書に対しては、反対の立場を表明をいたします。

議会には、行政のチェック、監視機能とともに、さまざまな住民の声を受けとめ、住民自治を実現する大事な役割があるとされ、二元代表制のもとでの議会のあり方を主張された請願でございました。「住民の縮図としてふさわしい議員構成が必要である」とされ、「サラリーマンや女性が活動しやすい環境整備を」とも述べられております。これには、大いに賛同するものでございますが、請願書の表題にあるように、「定数を削減をしないように」と、また、「むしろ多いほうがよい」との主張もあり、私ども公明党は、いきなり的大幅な削減には賛成できないものの、多くの市民の皆様が定数減を望んでおられる状況を真摯に受けとめるべきと考えており、この請願には賛同しがたい旨を表明をいたします。

次に、請願第2号でございますが、市民生活第一の市政を求める請願書に対して、賛成の立場を表明をいたします。請願の表題にありますように、市民生活第一の市政を求めることが第一義であると主張されていることに対し、賛同をいたします。

リーマンショック後の大不況、そして、一昨年災害と、相次ぐ大変な状況の中、多くの市民の皆様が大変御苦労されていることに心を寄せて考えてみれば、市政の混乱を招くことなく、今、何をしなくてはならないかは明確になるはずでございます。ましてや、今回の東北地方太平洋沖地震によるさまざまな影響は、山口県にも起きており、今こそ市民の皆様福祉向上を願い、1人でも多くの方々の声を聞かせていただき、市政に反映させていくことに尽きると考えております。

また、定数半減に対しては明確に反対とされ、適切な定数に関しては開かれた議会として、議会のあり方、地域性、経済的な状況等も考慮した上で、第三者機関の意見をとの主張ですが、このことについては、広く皆様の意見をいただくということととらえることと

し、議会自身でしっかり協議して、結論をとされていることなどへも賛同させていただきました。以上のことから、この請願に対しては賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、藤本議員。

○13番（藤本 和久君） 議案第1号に賛成の立場で討論をします。

行政組織が有機的に機能すれば、すなわちPDCAの管理サイクルがきっちり回れば、すばらしいまちになると思います。しかし、人間は弱い者、悪いこともするし、ミスもします。そうならないためには、住民がきっちり行政をチェックすることが必要です。住民が直接、行政のチェックをするのが理想でしょうが、住民が一堂に会す場所もなく、意見の集約も難しいこともあって、日本の自治体は、自分たちの代表者を決めて、行政のチェックをしてもらい、いわゆる間接民主主義の形態をとっています。したがって、自分たちの代表者、すなわち議員を何人にするかの決定権者は住民だと私は理解しています。

今回、ある市民団体が3万5,000人を超える署名を集め、議員定数を17人とする条例の改正を直接請求されました。代表者である阿部さんが、議場でその趣旨を述べられましたが、まさにそのとおりだと思います。この直接請求の重みを真摯に受けとめ、条例の改正案に賛成します。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 議案第1号並びに請願第2号に反対、請願第1号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、議案第1号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正、要するに、27名を17名にという議案でございますが、田中健次議員が語る発言をされましたので、多くは語りませんが、まず、私からも、3万数千名の署名を背景にされて、阿部会長が本会議場で説明をされましたが、それに対する質疑をしたいということに対して、欠席をされたことについては、要するに、議会というのは、議論を重ねて一定の方向を出すという場がありますから、それを否定されたということについては、二元代表制なり、議会制民主主義というものを、果たして理解された上で署名活動をされたんであるかということに対して、強い疑念を持っていることを、まず表明をしておきます。

そして、残念ながら、会長がお見えになりませんので、定数削減に賛成の参考人のお二方の御意見をお伺いしましたが、委員長報告にありましたように、お二方とも、十分仕事をするのであれば17名にはこだわらないよと、あるいは、27名でもいいよというような発言もありました。その中で、議員の中には、じくじたる思いをされた議員も必ずおら

れたと思いますが、今、胸に手を当てて考えていただけたらというふうに思います。

そこで、たびたび言葉も出てきますが、「少数精鋭」という四字熟語が出てきますが、少数がイコール精鋭になるという根拠も全くないわけであって、委員長報告にもありましたように、組織にある人間が通りやすいというような弊害もあるということ、まずもって言うておかなきゃなりませんし、二元代表制からくる問題につきましては、財源の問題でおっしゃるのかといえ、財源でありながら、定数削減と報酬削減と、どちらを選択するかということについては、明確な答えもなかったというふうに思っております。

さらに、先ほどから、田中敏靖議員なり藤本議員が、民意だ、民意だ、民意だと、ミンゼミのごとくおっしゃっていましたが、これについては明確に意見を申し上げておきます。

確かに、3万数千人の名簿を集められました。これは事実でしょう。しかし、よく考えてみてください。地方自治法でまいりますと、4割の、あるいは5割の住民投票のための署名を集められた――例えば、市長解職請求、あるいは議会の解散請求、たとえ、4割、5割の署名を集めても、それは、そういう意見もあるねということなんです。それは、民意ではないんです。それを受けて、3分の1以上が集まっておれば住民投票をして、そして、住民投票の結果が民意なんです。その辺のところを、全く、議員でありながら理解をされてないというか、地方自治法の趣旨を御理解をされてないのは、甚だ、同じ議員として残念であるということ、声を大きくして申し上げておきます。

それから、請願の第2号ですけれども、請願第2号については、趣旨はほぼ賛成をいたします。しかし、第三者機関を設けてという部分に、ちょっと、時間もないし、あるいは第三者機関を設けることについては、一般的には東西、いろいろあるということも言われておることは御案内のとおりでございます。

そこで、我々としては、参考人の御意見、両方の参考人からお話をお伺いしました、この御意見なり、あるいは4月以降実施されるでありますよう議会報告会、あるいは懇談会等々の場で市民の意見をお伺いするというので、わざわざ第三者機関を設けてまでする必要はないという趣旨で、反対をいたします。

そして、議案第1号につきましては、要するに、今、審議会の中で、別組織で議員定数のあり方について検討が進められておりますが、私は、二元代表制の立場から、どうしても財源的に金を生み出さなければいけないのであれば、議員定数の半減よりは議員報酬を削るほうを選択をする、これは、二元代表制の趣旨からでございます。

そこで、別組織での検討は、あくまでスタート台は、削減ありきのスタート台ではないと、現状の数字がいいのか悪いのかから議論を進めていただきたいという趣旨で、請願

1号には賛成の立場を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 議案第1号には反対、請願第1号には賛成、請願第2号には反対の立場で討論をいたします。

まず、議案第1号でございますが、私は、基本的な問題として、この条例改正案を直接請求された阿部次男氏を代表とする人たち、この人たちの民主主義に対する基本的なスタンスに大いに疑問を持っています。先ほどから繰り返し言われてますように、言論をもって決することが民主主義の根本であります。この言論を避け続けておる。言論による真実の追究ということ避け続けておりながら、先般の18日の特別委員会を受けて、新聞各紙も報道しておりますが、例えば、3月19日付の読売新聞では、この阿部会長は、議会がこの条例改正の直接請求を否決したことをもってして、「議員は民意を考えていない、許せないと憤慨」と、こう書いてあります。

私は、議論を避けて、たびたびの議会の要請にもこたえず、正々堂々たる議論を避けておきながら、憤慨するとは、私に言わせれば笑止千万な態度、全く、この議会制民主主義に反する態度だと言わなければなりません。

なお、ついでに申し上げておきますと、この直接請求の母体となった半減の会の副会長、役員をされておられる元市会議員の皆さんも、去る18日の特別委員会では、「意見があればぜひ言ってください」と、こういう議会側の問いかけに対して、一言も発しない、沈黙を守る。こういう人たちが陰でいろいろ言っても、これは本当に民主主義の正々堂々たる立場とは言えないということを私は申し上げておきたい。こういう態度では民主主義を論ずることはできないと、このことを、まず最初に申し上げておきたいと思います。

それから、阿部次男氏の意見陳述では、少数精鋭と、それから大東市の例が、2つの大きなポイントになっております。少数精鋭については、先ほどから何人もの議員が、全くこれは根拠がない、少数になれば精鋭になるというようなのは、論理的にも、また実際の社会の上においても、そんなことはあり得ないということがはっきりしておりますので、これはまさに珍論というか、奇論というか、そういうものの類に属すると思います。

それから、あわせて言っておかなければならないのは、先ほど、議会の大きな機能として、首長の行政をチェックする機能、それから市民の声を反映する機能、この2つが上げられておるわけでありましてけれども、チェック機能に関しては、私は、先ほど田中敏靖議員が賛成討論されましたけれど、その中で、「日ごろの行動が大事」と、こういうこと言われましたけれども、私は、この半減を言われる方々の行動を見ると、これまでの行動を見ますと、多くは、市長の行政に対して、全く批判や疑問を差し挟まない、そのままを無

条件で通す、こういう態度が一貫しているように思われます。そういう意味では、私はチェック機能を果たせなくなるんじゃないか、本当にこの人たちのいう議員半減を実現したら、チェック機能を果たせなくなるんじゃないか、大いに危惧を覚える次第であります。

それから、住民の意見の反映という面からいいますと、この人たちが言ってるのは、阿部さんをはじめとするこの人たちが言ってるのは、何も議会だけではない、議会だけが住民の意見を反映するんじゃないと、市長の提案箱とか、市長との対話とか、あるいはいろんな審議会、懇話会、パブリックコメント等々があるじゃないかと、こういうことを理由にしておられます。

しかし、肝心なのは、こういう提案箱とか市長との対話とか、これは、あくまで住民が市長にお願いする立場であります。

それから、審議会とか、懇話会というのは、これは市長が諮問して、住民の意見を聞いて、自分の判断の参考にするというものであります。ですから、住民、市民が直接、この要求を実現する、市政に実現させるものではありません。総じてお願いする立場です。こういう論理を突き詰めていけば、結局、市長がおれば議会は要らない、こういう結論に行き着くわけであります。これは、近代民主主義にとってきわめて危険な考え方であると言わなければなりません。

そして、最後に大東市の例を引いておられますけれども、ここでも、阿部氏は「人口こそが重要なのであって、市民からすれば市の面積の大小は本質的な問題ではない」こう言っておきながら、その口の下から、これではちょっと問題があると思われたのかどうか分かりませんが、可住地面積という理屈を持ち出しておられます。つまり、防府市は人が住んでない山や何かが多いと、大東市はみんな人が住んでる、人口密度が高いと、こういう理屈、それだけでなく、果ては垂直的な方向、つまり、人間が住む容積、これが問題だと、こういう論理も持ち出しておられます。私に言わせれば、これ、全くの珍論、奇論でありまして、こんなことを展開して、何とかこの大東市の例を防府市に当てはめるといふ、その魂胆自体が、私はもう論理的に破綻している、論議に値しないと、こういうふうに思うわけであります。

以上が、議案第1号に反対する理由であります。

それから、請願第1号については、私は、先ほど同僚議員も言われましたが、一つは、防府市は既に全国的に見ても、また県内で見ても、法定上限定数からの削減率は大変大きい、もうこれまでも大変、他に先駆けて削減してるんです、現状でも。これ以上、削減する必要はない。また、議会は、住民の縮図であるべきであると、いう御意見にも全く賛成でありまして、そういう点から、これは賛成いたしたいと思えます。

それから、請願第2号については、趣旨は大いに賛同すべきところも多いんですが、第三者機関を設けて議員定数を論議するというようなことは、やはり、これは問題がある。

それから、職員の給料を削って、薄く広く削って財政に寄与すればいいじゃないかという点でもいささか問題点があるという点で、趣旨は大いに賛成ですけれども、賛成しがたいということで、これには反対いたしたい。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 先ほどの討論の中で、ちょっと修正をさせていただきたいんですが、請願1号について、最後、何か「反対」と言ったようでございますので、反対ではなく、賛成であります。おわびして訂正をいたします。（訂正済み）

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） 一括して意見を申し述べさせていただきます。

先ほどの委員長報告には、まじめに働いて――賛成のほうの参考人の方なんですが、受任者のお考えということで出されておりましたが、まじめに働いていらっしゃるならば、参考人、定数は10名減、こだわっていないというふうに報告をなさいましたが、こだわっていないという結果ではなくて、働いていないから減らしてほしいというふうに、そういうふうに訴えていらっしゃるわけございまして、そのあたりはしっかりとお含みおきをしていただきたいと思います。

今回の民意について、私は、議会で随分と、6月、9月と話をさせていただいてまいりました。市長選挙、あるいは今回の直接請求についても、2度目の民意を否定するといいますか、今回のような形で否決されるようでは、まことに、本当に情けない。議員というものは、すべてを一任されて選ばれているわけではございません。日々、民意は変わっております。今回、市長は住民投票をと思っておられたわけでございますが、今回の大震災によりまして、市民の思いに配慮なされた。そして、そのことを、議会は、そのことを含めても、この議員定数削減についても賛同すべきことになるのではないかなど、そういうふうに私は思います。

また、この議会でも考えを述べさせていただきました。市長にお聞きいたしました、ぜひとも、我々議員は、選挙には、公約に、そういった定数についてもしっかりと示して闘っていかなければならないということを、私は改めて強く感じておるわけでございます。

(発言する者あり)

○議長（行重 延昭君） お静かに。

○5番（中林 堅造君） 反対の立場、請願1号、2号については、反対の立場で私は考えを示しておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにございませんか。（発言する者あり）お静かに願います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

まず、議案第1号については、本案に対する委員長報告は不承認でありますので、原案について採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第1号は否決されました。

次に、請願第1号について、本件に対する委員長報告は不承認でありますので、原案について採決をいたします。本件は原案のとおり、これを採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、請願第1号は不採択となりました。

次に、請願第2号について、本件に対する委員長報告は不承認でありますので、原案について採決いたします。本件は原案のとおり、これを採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、請願第2号は不採択となりました。

議案第22号平成23年度防府市一般会計予算

（各常任委員会委員長報告）

議案第23号平成23年度防府市競輪事業特別会計予算

（総務委員会委員長報告）

議案第21号防府市奨学資金貸付条例中改正について

議案第 24 号平成 23 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 26 号平成 23 年度防府市と場事業特別会計予算
議案第 28 号平成 23 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算
議案第 29 号平成 23 年度防府市駐車場事業特別会計予算
議案第 30 号平成 23 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
議案第 31 号平成 23 年度防府市介護保険事業特別会計予算
議案第 32 号平成 23 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

(以上教育民生委員会委員長報告)

議案第 16 号防府市地域職業訓練センター設置及び管理条例の制定について
議案第 17 号防府市中小企業振興条例中改正について
議案第 18 号防府市工場等設置奨励条例中改正について
議案第 19 号防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について
議案第 20 号防府市大平山索道設置及び管理条例中改正について
議案第 25 号平成 23 年度防府市索道事業特別会計予算
議案第 27 号平成 23 年度防府市青果市場事業特別会計予算
議案第 33 号平成 23 年度防府市水道事業会計予算
議案第 34 号平成 23 年度防府市工業用水道事業会計予算
議案第 35 号平成 23 年度防府市公共下水道事業会計予算

(以上産業建設委員会委員長報告)

○議長(行重 延昭君) 議案第 16 号から議案第 35 号までの 20 議案を一括議題といたします。

まず、関係各常任委員会に付託されておりました議案第 22 号及び総務委員会に付託されておりました議案第 23 号について、総務委員長の報告を求めます。三原総務委員長。

[総務委員長 三原 昭治君 登壇]

○14 番(三原 昭治君) さきの本会議において、各常任委員会に付託となりました議案第 22 号中、所管事項及び総務委員会に付託となりました議案第 23 号につきまして、去る 3 月 15 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議案第 22 号平成 23 年度一般会計予算中、所管事項の審査の過程における審議等の主なものを申し上げますと、「山頭火ふるさと館整備事業の基本計画策定に当たり、アスピラートの「山頭火の部屋」の検証をしたか。また、なぜ、場所が現在の「山頭火の部屋」ではなく、新たに建設するのか。そして、来館者数、ランニングコストをどのよう

に考えているのか」との質疑に対し、「アスピラートの「山頭火の部屋」については、来館者数などの検証は行っておりません。建設場所については、山頭火ふるさと会からは山頭火の生誕地周辺、商工会議所からは「うめてらす」周辺という要望が出ておりますが、本市の誇る史跡や観光施設等の相乗効果を得られる場所ということで、天満宮周辺の山頭火の小径に近い場所を考えております。来館者数については、全国の同様の施設について調べましたところ、2万人から3万人程度が多いようですので、その倍の5万人程度を目指したいと考えています。

また、ランニングコストについては、施設の中身にもよりますが、県内他市では約2,000万円というものや7,000万円というものもございます」との答弁がございました。

また、「今回の東北関東大震災を見ても、庁舎の安全問題は重要な課題であるとする。公共施設が老朽化し、長寿命化対策が必要であるが、施設の耐用年数を把握した上で、対策を講じているか」との質疑に対し、「5年後には小・中学校の見通しが立ちますので、それまでに庁舎の建て替えや耐震化の検討を行い、その後の5年間で、市の公共施設について、総合的に耐震化等を計画するよう考えています」との答弁がございました。

「野島離島航路について、現在の利用状況はどうなっているか。また、離島航路助成金の積算根拠は」との質疑に対して、「野島海運によりますと、現状では島民の方1人当たり、月に10往復されているとのことですが、今回は、島民の方に片道利用券を1人当たり12枚交付するものでございます」。これに対し、「野島の方は、島に商店がないため、生鮮食品も買えず困っている。来年度は、交付枚数を増やすように検討してほしい」というものや「大平山ロープウェイのように年間パスポート券の発行を検討してほしい」との意見がございました。

また、「東北地方太平洋沖地震で多数の自治体が未曾有の被害を受けた。人口約5万人の熊本県菊池市では、住民1人当たり1,000円として5,000万円を義援金に充てる追加補正予算が可決された。2年前に災害を受けた本市も全国から2億3,000万円以上の尊い義援金をいただき、復興が着実に進んでいる。本市においても、1人1,000円とはいわず、義援金を支出すべきではないか」との意見に対し、「他市でそういうことをされていることは把握しておりますので、早急に検討してまいりたいと思います」との答弁がございました。

審査を尽くしましたところ、修正案が提出されました。その内容につきましては、1款議会費1項議会費に議会インターネット中継経費として2,230万円増額し、その相当額を、14款予備費1項予備費から減額するものでございます。この提案理由としまして、

「4月1日から施行される議会基本条例に基づく市民に開かれた議会の実現の具体的手法の一つとして、議会のインターネット中継を実施する。ケーブルテレビについては、既に山口市が議会中継をしており、放送時間が重複することが予想され、深夜での録画放送となれば臨場感に欠ける。また、インターネット中継は、ケーブルテレビの放送より安価であり、現在では利便性が高く、他のメディアに比べて優位性がある」という説明がございました。

修正案についてお諮りしましたところ、修正案反対、原案賛成の意見として、「インターネット中継の必要性は感じるが、1年かけて研究してやるべきだ」というものがございました。一方、修正案賛成、原案反対の意見として、「以前、開かれた議会の実現をということで、議会中継について一般質問をしたが、議会がお決めになるものという趣旨の答弁をされた。メディアの進化もあり、ケーブルテレビでの放送よりインターネット中継のほうが経費の節減になる」というものや、「全国の多くの市が実施しているし、特別委員会の参考人の方からも議会の活動がわからないと言われている。市民に知っていただくためには、インターネット以外の方法もあわせて行うべき」というものがございました。

挙手による採決の結果、賛成多数により、修正案を承認した次第でございます。

次に、修正部分を除く原案についてお諮りしましたところ、全員異議なく承認した次第でございます。

したがって、本案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり修正の上、その他の部分については、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第23号平成23年度防府市競輪事業特別会計の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「東北関東大震災により競輪が中止になったが、いつまで中止なのか」という質疑に対し、「開催については3月末までの中止は決定しておりますが、4月以降については今後の状況を踏まえ、関係者と協議して決定いたします」との答弁がございました。

「昨今の経済情勢や今回の震災の影響もあり、車券発売金収入の144億円は厳しいのではないか」との質疑に対し、「5月に開催予定の全日本プロ選手権記念競輪は、昨年函館競輪場での開催よりも日程的には恵まれており、増収が見込まれます。しかし、今回の大震災により、今後の電力供給等の問題もあり、関東以北地域の場間場外発売をしていただけるのか等、不明な点もございますので、予断を許さない状況ではございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、関係各常任委員会に付託されておりました議案第22号及び教育民生委員会に付託されておりました議案第21号、議案第24号、議案第26号並びに議案第28号から議案第32号について、教育民生委員長の報告を求めます。弘中教育民生委員長。

〔教育民生委員長 弘中 正俊君 登壇〕

○19番（弘中 正俊君） ただいま議題となっております議案第21号防府市奨学資金貸付条例中改正について、議案第22号平成23年度防府市一般会計予算、特別会計予算、議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号及び議案第32号の9議案中、教育民生委員会の所管事項につきまして、去る3月16日及び3月17日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議案第21号の防府市奨学資金貸付条例中改正について、その結果と経緯について、御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

続きまして、議案第22号平成23年度防府市一般会計予算について、審査の過程における主な質疑等につきましては、「本年度から地域福祉計画を5年計画で3地区ずつ実施するとのことだが、各地域への周知はどうするのか」との質疑に対して、「社会福祉協議会と市が連携して、地域の希望をお聞きしながら計画策定の支援に取り組むこととなります。地域への周知については、社会福祉協議会の評議員会などでも説明し、周知に努めていきたいと考えております」との答弁がございました。これに関連して「このたびの東北関東の震災によって市民の意識が高まっており、地域福祉計画については5カ年計画でなく、この時期に一気に進めていただきたい」との要望がございました。

また、「子ども手当は、このたびの震災により国会審議もとまっているが、事務手続などの対応はどうなるのか」との質疑に対して、「つなぎ法案も不確定な状況でございます。児童手当が復活した場合には、事前にさまざまな手続が必要となりますので、6月の手当支給は難しいと思われませんが、その場合でも支給に向けて努力してまいりたいと考えております」との答弁がございました。これに対し、「児童手当の切りかえが予測されるため、準備と対処をお願いしたい」との意見がございました。

また、「宮市保育所の今後の運営方針はどのように考えているのか」との質疑に対して、「現時点では、今までどおり公立保育所として運営してまいりますが、行革委員会の答申

もございますので、公立保育所の役割やあり方について、今後、検討する必要があると考えております」との答弁がございました。これに対し、「民間保育所の関係者から、公立保育所は一つのモデルとして残してほしいとの意見もあり、公立保育所として存続していただきたい」との要望がございました。

また、「高齢者等の火災報知器設置助成事業は予算計上されていないが、どうなっているのか」との質疑に対し、「火災報知器については、平成23年5月31日までに設置する義務がありますが、この助成事業は22年度までとしております。設置については、今後も民生委員によるお願いや、市広報等での十分な周知を図ってまいります」との答弁がございました。

また、「妊産婦等健康審査の公費負担は、防府市に住民票がなくてもできるのか」との質疑に対し、「住民票のある市町村が責任を持って実施することになります」との答弁がございました。

また、「新たな廃棄物処理施設については、隣接の方々から不安の声があると聞いているが、今後の対応はどのようにするのか」との質疑に対し、「新たな建物配置については、可燃ごみ処理施設の焼却施設が現在より西側に位置することや、メタンガスホルダーが民地側にあることから、不安の声がありますが、万が一に備え、インターロックや緊急遮断弁バルトの装置が働くなどの安全対策は整備されることとなりますので、環境面、安全面について十分説明してまいります」との答弁がございました。

また、「産科医等確保支援補助金は、補助金額を倍増にした理由は」との質疑に対して、「産科医については、平成21年度、市内では民間医療機関1カ所でしたが、平成22年度には2カ所になりました。今後も、産科医等を維持し、確保する目的で増額としたものです」との答弁がございました。

また、「緊急雇用創出事業は最終年度であるが、学校支援員派遣事業などの継続的な需要があるものは、引き続き事業を継続していただきたい」との要望がございました。

また、「学校施設の維持管理等の要望に対し、どのような対応をしていくのか」との質疑に対し、「細かい修繕については、教育委員会の選任職員3名で対応しており、修繕料、原材料費等を増額して計上しております。また、大規模な修繕が必要なものについては耐震化を進めておりますので、耐震化の工事とあわせて行ってまいりたいと考えております」との答弁がございました。また、「学校施設の耐震化については、今回の震災を考えると、前倒しして進めていただきたい」との要望がございました。

また、「学校施設のトイレの洋式化については、どのような状況か」との質疑に対し、「地域住民の利用の多い屋内運動場の全トイレの50%を洋式化する目標を設定しており、

平成21年度時点ではほぼ目標を達成しております。校舎についても、平成32年度までに全トイレの50%を洋式化することを目指し、23年度から計画的に、児童・生徒の洋式トイレがない学校から整備してまいります」との答弁がございました。

また、「給食センターの配送業務については、これまでの業者との随意契約は単年度限りか。また、今後の委託契約については、どう考えているのか」との質疑に対し、「このたびの随意契約については、恒常的に安定したシステムを構築するための暫定的なもので、1年間に限ったものでございます。次年度以降については、所管事務調査の中で御意見を伺いながら、新たな委託方法等を決めてまいりたいと考えております」との答弁がございました。

また、「華浦小学校の学校給食調理業務等の民間委託の業者選定に当たり、募集要項では過去3年間における営業停止処分の有無に関する書類を提出することになっているが、選定委員会においては、過去3年以内に営業停止を受けたことのある業者について、各委員へ明確な説明がなかったと聞いている。選定業務をやり直すべきではないか」との質疑に対し、「募集要項では、過去3年間に学校給食調理業務において食品衛生法の営業停止の処分を受けていないことを応募資格としており、応募資格のある業者についても、過去3年間におけるすべての食品衛生法の営業停止処分について、書類で届け出ることを定めております。この応募資格や選定基準等については、事前の選定委員会で十分御説明したところでございます。その後、選定委員会の審査書類に、営業停止に関する書類を添付して、事前に各委員に配付しており、今回の選定については、募集要項に基づいてルールどおり行われたものと考えております。なお、今後、営業停止があった場合は、各委員へ再度御説明するなど、配慮してまいります」との答弁がございました。これに対し、「選定委員会が下された結論については、尊重すべきではないかと考えるが、今後、選定委員会での説明については気をつけていただきたい」との意見がございました。

また、「学校給食調理業務等の民間委託は、これまで委託先がすべて県外業者であり、地域経済振興の点から問題がある。地元を外郭団体等を組織して委託しているという事例が他県にあるが、防府市でもこのような方法を実施する考えはないか」との質疑に対し、「まず、そのような事例については、所管事務調査において御意見を伺いながら、調査させていただきたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「華浦小学校、小野小・中学校の給食調理等で民間委託で執行される予算については、反対する」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により議案第22号平成23年度防府市一般会計予算中教育民生所管事項については、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、特別会計予算の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、議案第31号平成23年度防府市介護保険事業特別会計予算の審査において、「地域支援事業の任意事業で、在宅寝たきり高齢者等介護見舞金を単価アップしているが、増額分は特別会計の保険料で補てんするのか」との質疑に対して、「地域支援事業の補助対象の総額が決まっておりますので、補助対象の総額を超える部分については、市の単独の持ち出しとなります。この持ち出し部分については、一般会計から繰り入れることとなります」との答弁がございました。

次に、議案第24号平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計予算、議案第26号平成23年度防府市と場事業特別会計予算、議案第28号平成23年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算、議案第29号平成23年度防府市駐車場事業特別会計予算、議案第30号平成23年度防府市交通災害共済事業特別会計予算、議案第32号平成23年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、議案第24号、議案第31号及び議案第32号については、「国民健康保険事業は、制度として難しい状況であり、一般会計からの繰入金を増額し、所得の1割を超える保険料の軽減を図るべきである。また、今後、限度額の引き上げの問題もあり、承認しがたいものである」。また、介護保険事業については、「地方自治体の福祉関係予算を減らし、介護保険料という形で国民、市民への負担増に転嫁する増税そのものである」。また、後期高齢者医療事業については、「収入の少ない高齢者にとって、保険料が過剰な負担になる。また、後期高齢者医療広域連合が一般財源を持たないため、自治体独自での減免ができないことなどから反対をする」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第26号、議案第28号、議案第29号及び議案第30号の4議案については、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、各常任委員会に付託されておりました議案第22号及び産業建設委員会に付託されておりました議案第16号から議案第20号、議案第25号、議案第27号並びに議案第33号から議案第35号について、産業建設委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○11番（久保 玄爾君） さきの本会議におきまして、産業建設委員会に付託となりま

した議案第16号から議案第20号及び議案第22号、議案第25号、議案第27号並びに議案第33号から議案第35号までの11議案につきまして、去る3月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第16号防府市地域職業訓練センター設置及び管理条例の制定についての質疑等の主なものを申し上げますと、「地域職業訓練センターは、職業訓練の目的以外にも市民に活用されるような各種催し物の会場等、公民館的な活用もするとのことである。これについては、職業訓練のほうに特化してはどうかという意見もあるが、今後の使い方についてどのように考えているか」との質疑に対し、「センターの設置目的は、第一義的には職業訓練を行うための施設でございます。職業訓練等が目的の場合には、受け付け開始時期を設けず施設を活用していただき、それ以外を目的とする利用については、職業訓練等の利用予定がない場合に申請受付をする予定でございます」との答弁がございました。

次に、議案第17号防府市中小企業振興条例中改正についての質疑等の主なものを申し上げますと、「中小企業振興資金の借り手がないという問題が指摘されており、利用は少なくなってきたのではないか」との質疑に対し、「これまでの市の融資制度は、周辺市と比較し、助成内容等に劣るものがありました。今回の条例改正も含めた見直しによりまして、周辺市と同程度の助成内容等になりました。しかしながら、このような厳しい経済情勢の中、今後は他市に先駆けてできるものがないか検討してまいりたい」との答弁がございました。

次に、議案第20号防府市大平山索道設置及び管理条例中改正については、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでしたが、「運賃の割引制度については、公の施設の使用料であるため、議会もそれなりのチェックが必要だと思う。今後、規則ではなく、条例化への対応を検討してほしい」との要望がございました。

続きまして、議案第27号平成23年度防府市青果市場事業特別会計予算についての質疑等の主なものを申し上げますと、「青果市場使用料の収入に対して、人件費の占める割合が高いが、どうか」との質疑に対し、「青果市場は公設の市場であり、市が管理運営しなければならない施設である以上、市の職員の配置が必要でございます。しかしながら、建物も老朽化しており、今後、公設市場のあり方について平成23年度から検討を始めることとしております」との答弁がありました。

また、議案第18号防府市工場等設置奨励条例中改正及び議案第19号防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正、議案第25号平成23年度防府市索道事業特別会計予算並びに議案第35号平成23年度防府市公共下水道事業会計予算の4議案につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、8議案とも全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第22号平成23年度防府市一般会計予算中、本委員会の所管事項の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げます。

まず、観光バス運行事業について、「事業者はプロポーザルにより選定するとのことだが、評価の項目はどのようなものか。また、プロポーザルの対象事業者はどのようなのか」との質疑に対し、「評価の項目内容としては、補助金の上限額と標準的な仕様を示し、実際に業者からの付加価値を含めた提案を求め、金額も含めて総合的に評価することを考えております。また、業者のプロポーザルによる選定につきましては、指名してプロポーザルを行うか、広く募集するかについて、現在、検討しているところでございます」との答弁がありました。

また、「農地費の土砂搬出委託料について10月臨時会で修正可決となったが、その後の経緯について説明してほしい」との質疑に対し、「山口県との協議により、災害土砂を分別しないで最終処分場第三工区へ搬出するためには、災害土砂を有効利用するための処理計画が必要であること。また、平成23年3月末までに完成しないと、国の補助金を受けられないとの回答がありました。そのため、平成23年3月末までに工事を完成させる方法を協議した結果、15カ所のうちの11カ所については、現地で分別を行わずに最終処分場第三工区に搬出することとしました。また、災害土砂の量の多い玉泉ため池及び長尾ため池については、現地で分別し、現地近くに保管することといたしました。そのため、平成23年度において、農地・農業用施設災害土砂処理計画により、保管場所から県海浜緑地予定地へ搬入する予算を計上いたしております」との答弁がありました。

また、「財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター、いわゆるデザインプラザは、コミュニケーション機能が必要であるとのことだが、会館の機能として必要ということならば、委託するなり、指定管理者にするなり、センターの附属機能としてやるべきである。管理運営を委任し、売り上げをセンターに納入する方法をとってはどうか」との質疑に対し、「本来であれば、財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターが実施すべき事業でございますが、専門者に運営させたほうが円滑な運営ができる場合は、コミュニケーション機能を担う軽食・喫茶コーナーを任せてもよいという解釈のもと、当初は委託契約の形をとっておりました。その後、FM放送局から賃貸借の要望があり、喫茶・商談コーナーは、原則直営で運営することになっているため、本来であれば委託契約を締結することが望ましいが、FM放送局は飲食業をなりわいとししない事業であることから、営業についてはセンターの設置目的に沿って、FM局代表の責任において行うよう条件を付

して、センターの一部使用承認をした後に、賃貸契約をしております。そのことによりまして、FM放送局の代表者がその機能を維持するため、個人事業者にお願いされ、営業されております」との答弁がありました。

また、「英雲荘の北側に駐車場を設置するということであるが、英雲荘はそれ自体ですばらしい史跡であり、あえて街区公園をつけ加え、歴史公園と位置づけて駐車場を建設する意味はあるのか。また、公園の周辺には、本陣や石燈籠などの文化遺産もあり、歴史文化ゾーンとして周辺に駐車場を建設してはどうか」との質疑に対し、「旧三田尻公園は、防府市内に最初にできた街区公園であり、なおかつ英雲荘は国の指定史跡として認定されております。今回、英雲荘が改修され9月に一般公開されること、10月に山口国体が開催されることなどから、利便性を考慮し、隣接する旧公園内に駐車場の整備を行い、また、トイレを改修することにより、多くの方々に利用していただけることを期待しているものでございます」との答弁がありました。

お諮りしましたところ、「英雲荘に隣接する旧三田尻公園に駐車場を建設することは、歴史公園としてさらに価値の高い歴史文化ゾーンにしていくという意味においても、また周辺には文化遺産もあり、それらを一体として、将来的にはもっと価値のあるゾーンにしていくべきであるという意味においても、公園内に駐車場を建設するべきではないので、承認しがたい」との反対意見もございました。

挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

続きまして、議案第33号平成23年度防府市水道事業会計予算及び議案第34号平成23年度防府市工業用水道事業会計予算の2議案につきまして、一括して御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでしたが、お諮りしましたところ、両案とも「市民の大切なライフラインは、市が直接責任を持ってやるべきであり業務委託することに懸念を覚えることから、承認しがたい」との反対意見がございました。

挙手による採決の結果、賛成多数により両案とも原案のとおり承認した次第でございます。

以上、本委員会に付託されました11議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いします。

○議長（行重 延昭君） 各常任委員長の、それぞれ報告をいただいたところでありますけれども、これに対する質問につきましては、一時休憩をいたしまして、午後1時から議会を再開いたします。したがって、暫時休憩といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、午前中の各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

本案につきましては、25番、田中敏靖議員ほか3名の議員から修正の動議が提出されております。この際、提出者の説明を求めます。25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 貴重な時間をおかりしまして、修正の動議を出させていただきます。

平成23年度防府市一般会計予算につきまして、修正案を提出いたしました。所定の賛同者3名おりますので、提案の理由を説明したいと思いますが、議長、提案の理由、説明よろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） どうぞ、お願いします。

○25番（田中 敏靖君） お手元に配付しておりますとおり、一昨年のもう豪雨災害において全国の方々より物心両面より多くの援助をいただきましたこと、感謝の気持ちが心に深く刻まれております。皆様も、いまだお忘れではないと思います。

このたびの東北地方太平洋沖地震の被災者が、防府市をふるさととする方、防府市に関連のある方など、防府市への居住を希望された場合、一定期間の住まいは市営住宅や県営住宅、雇用促進住宅などで、住まいの配慮はなされているようでございます。しかしながら、新聞等の報道によりますと、何もかも流され、着の身着のままと察しますので、ここで予備費より修正することは予算編成権の侵害ともとれますが、このような状況下で、人道的な立場で関係者に対し何らかの援助をすべきと考えております。

そこで、今回の議会からの提案が全国へ向けての発信となりますよう念じ、さらに私たちの声で被災者の方々の衣・食・住の一部が補えれば幸いです。皆様の御賛同いただきますよう、修正案を提出いたします。

なお、修正案を御説明いたしますと、歳入歳出予算を見ていただきますとおわかりと思いますが、第1表で示しているとおり、3款民生費4項災害救助費に2,000万円を増額し、14款予備費1項予備費に2,000万円の減額をするものでございます。

この算出根拠といたしましては、被災者の方々が想定20名を来られたと仮定して計算しております。20名の方が、1カ月、生活費として10万円を援助して、10カ月間おられたら約2,000万円になりますので、その経費を計上しようとするものでございます。足りないところは執行部のほうで補正予算を組むなり、また、いろいろ対応していた

だきますことをお願いいたしまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それじゃあ田中議員に質問をいたしますが、平成21年の防府市の豪雨災害の折、家屋が全半壊をして市営住宅等々の入居を余儀なくされた方がいらっしゃると思いますが、そのときは市営住宅であれば、家賃は半年ぐらいですか、結果的には伸ばしたかもしれませんが、当初の予定では半年ほど免除をします。そして、一般住宅に入られた場合は1人4万円を限度に家賃補助をするということでした。

まず、質問は、10カ月というのはどういう趣旨なのか。あるいは月10万円というのはどういうところから出たのか。そして、平成21年の豪雨災害のときには、そういう防府市内の住民の方で市営住宅等に入った方に、そういう生活費の支援がなされたかどうかをお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） お答え申し上げます。

10カ月という想定は、通常は6カ月程度というふうに思われますが、今のこの災害を考えますと、多少の余裕を見ないといけないということで10カ月というふうに考えております。これが、10カ月が12カ月になるかもわかりませんが、先ほど御説明いたしましたように、もし延びた場合には補正等々で対応していただきたいというお願いをしております。

また、月10万円につきましては、生活保護の場合、おおむねひとり暮らしの方々の場合は生活費が大体10万円ぐらい補助していただくようでございます。この来られた方は、生活保護費で全部補えばいいじゃないかという御意見もあるかもわかりませんが、当面はすぐには対応できないというふうに私は思っておりますので、市のほうでそのような対応をしたらどうかというふうに思います。

3点目の、防府市内で平成21年度の7月の大災害の場合に、被災者の市営住宅等々入居された方々に市のほうから助成金があったかどうか。私は関知しておりませんが、今度の災害の度合いから考えますと、それははかり知れない、このたびの災害だと思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 21年のときには、そういう人たちに生活費としての援助はなされていないというふうに私は伺っておりますが、執行部には、それで間違いはないか。執行部にこれ聞いていいのかわかりませんが、ちょっと確認をさせてもらってよろ

しゅうございますか。

○議長（行重 延昭君） 執行部、それお答えができればお願いします。質問の内容がわかりますか。

この件、急に出された議案でございますので、暫時休憩をして各会派で協議もしていただきたいと思っておりますので、執行部につきましても、今の質問に対して、もし準備ができればお願いをしたいというふうに思います。

暫時休憩をします。

午後 1 時 7 分 休憩

午後 1 時 21 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

本議案について質疑を受け付けます。14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 先ほど、「通常6カ月」と言われましたけど、通常6カ月というのは、どこにそういう通常6カ月が明記されているのかを教えてくださいたいのと、先ほどの計算の中で、20人に1カ月10万円で掛ける10カ月ということですが、5人家族の場合は、5掛ける10掛ける10で500万円ということになるのかどうか。そこをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 6カ月と申し上げたのは、通常、今、災害があった場合等々に市営住宅等々に入る期間が大体6カ月というふうになっております。延長はありますけれど、その一環で6カ月というのを基準にしております。どこに書いておるかと言われると、どこに書いてあるかということとはわかりません。

それから、単価について、1人当たり10万円というふうに申し上げましたけれど、今、家族が例えば5人、10人となった場合にどうかという場合ですが、そのあたりについては、今、基本的に考えているのはお一人とかいうふうに、来られた方を基準にしておりますので、10人家族があったという場合には、別途考えなければならぬんじゃないかなと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。11番、久保議員。

○11番（久保 玄爾君） お聞きしますけれども、20人ということで、それ以上であったら行政にお願いするんですか。人数が増えた場合には、何かそのように言われましたけど。行政に追加をお願いするとかいうことですか。これ、人数さっき言われたでしょう。

(発言する者あり) あっそうですか。すみません。

○議長(行重 延昭君) いいですか。25番、田中敏靖議員。

○25番(田中 敏靖君) 当初、議案の提案のときに申し上げたとおり、今20人と提案しておりますが、もし不足するようなことがあれば執行部のほうで補正等々をお考えいただきたい。これは議会からの発信であるというふうに御説明申し上げたと思います。

以上です。

○議長(行重 延昭君) 11番、久保議員。

○11番(久保 玄爾君) 執行部にお願いしたほうがいいですね、最初から。そうでしょう。足らなかつたらお願いするんであれば、最初からお願いしたって、何ら変わらないことですよ。ここで、数字を挙げて出すよりも、執行部にお願いして出してもらうようにしちゃったほうがええと思いますが。出してくださるんであればですよ。と思いますけどね。(「そういう決議ですよ」と呼ぶ者あり) 今、隣で話がありました、そういう決議をして何かするとかいうことでいいんじゃないですかね。こういう人が来られたらですね、最初に来られたら、そのときに措置をすればいいんですから。今の言い方でいけば、幾らでもできるでしょうし、執行部の方も当然そのように対応されると思いますよ。私の意見ですから。

○議長(行重 延昭君) 20番、大田議員。

○20番(大田雄二郎君) 今回の場合、よその市はどういうふうになっておられるでしょうか。それについてお聞きします。

○議長(行重 延昭君) 田中議員、わかりましたら。25番、田中敏靖議員。

○25番(田中 敏靖君) 他市の状況については把握しておりません。私は、今テレビとか新聞等々の報道に基づいて、どれだけの災害があるかということの考え方から、まず防府市議会から情報を発信、このように受け入れ態勢ができておりますということを発信したいということで提案しておるものでございます。よその情報は知り得ておりません。

○議長(行重 延昭君) 15番、木村議員。

○15番(木村 一彦君) 先ほどのお答えでは「1人につき10万円」と、しかしそれが5人家族、10人家族となれば、また別のそのときに考えるということですが、仮に、被災者の方々に呼びかけるとすれば、そういうあいまいな規定で、ここへ来られたら「お宅は家族が多いから、来られてからちょっと相談しましょう」じゃあ、そりゃあ呼ぶことにもならないと思うんです。初めからきちんと、「こういう場合にはこれだけの援助をこうこういたします」というふうにしとかなないと、来るほうも不安でしょうがない。行ってみんなやわからんということでは。だから、その辺の詰めができていのかどうか

ということ。

それから、もう一つは、生活保護を適用して暮らしていただけるのが一番じゃないかと思うんです。生活保護のほうは、もうきちんとした規定がありますし、また多くの場合は病気もあわせて心配される方が多いと思うんで、そういう医療費の関係なんかもそれから家賃の関係等もきちんとした保証がありますから、生活保護との関係を考えられたのかどうか、以上、2点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 予算の提案を申し上げてるのは、当初1人当たり10万円で20人という計算根拠やっていますが、これはおおむね予算のことをございまして、ほかの予算についても大体同様に、まずいえば枠取りのような格好になっておると思います。

今、生活保護の対象でどうかというお話もありましたけれど、生活保護を即受けられるという方と、また生活保護を受けられない方と、これは、いろいろさまざまな問題があるように思います。そういう状況の中で、すぐ来られた方々が生活に不安のないように支援することが大事ではないかなと、このように思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。進めていいですね。15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 暫時休憩をお願いいたします。協議しなきゃなりませんので。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩の求めがありましたので、暫時休憩いたします。各党派で御協議をお願い申し上げます。

午後1時28分 休憩

午後2時 3分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

進行いたします。質疑を終結して2つの修正案及び原案について、一括して討論を求めます。12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 今、田中敏靖議員ほか3名の方から出されました修正案につきましては、その内容について、十分に執行部と協議をされて、内容が詰められておるものではないように感じました。したがって、こういったものは、むしろ、こういう形で出すのではなくて、執行部の中で必要に応じて予算措置されるべきものだろうというふうに考えますので、これについては反対をいたします。

それから、インターネットに関する増額修正については、これはある意味でいけば当然のものであり、既にこういったことをするような時代になっておるわけでありまして、賛

成をいたします。

そのほか、議案第24号、31号、32号、33号に反対をし、他の議案については賛成をいたします。

議案第22号一般会計予算は、賛成の立場から討論をいたします。

○議長（行重 延昭君） 一般会計だけ。

○12番（田中 健次君） 22号だけですか。

○議長（行重 延昭君） はい。

○12番（田中 健次君） それは失礼いたしました。

議案第22号一般会計予算には賛成の立場から討論をいたします。

リーマンショック後の経済情勢もあり、厳しい財政運営を防府市も強いられております。その中で、新年度予算の中には移動図書館車の導入、7年目に復活をいたしました学校図書館司書の配置、新田小学校への留守家庭学級あるいは市民参画・協働を進める取り組みなどなど、評価すべきものがあります。

しかし、また、行政改革の中で民間委託が進められ、何点か問題や疑問と感ずる点もあるということ指摘せざるを得ません。給食センターの配送業務委託については、新年度の1年間に限り随意契約をするというものでありますが、とても好ましいものとは言えないわけであります。さらに、新規の小学校給食の民間委託の業者選定では、業者選定委員会の運営が適切であったのか疑問を感じております。また、本会議でも指摘した山頭火ふるさと館のあり方や三田尻御茶屋公園の整備についても、さらなる検討が事業実施に当たっては必要と感じております。

このほか、憲法のいう応能負担原則が、租税制度のあり方のみならず、地方自治体の市民の負担のあり方などにも適用されなければなりません。その点で、消費税を使用料に上乘せすることにも疑問を感じます。

以上、幾つか問題と感ずる点、疑問と感ずる点を指摘させていただきました。教育民生委員会で私は反対をいたしましたけれども、その後、考えるところがあり、大局的な立場から賛成する旨、態度表明をいたします。

引き続き、特別会計予算の議案中、議案第24号、31号、32号の3つの特別会計について申し上げます。

まず、議案第24号の国民健康保険事業特別会計については、これまでも主張しておりますように一般会計からの繰り入れを増やして所得の1割を超える軽減を図るべきであり、承認しがたいものであります。

議案第31号の介護保険特別会計については、介護保険の導入は、国、地方自治体が福

社関係予算を減らし、これを介護保険料という形で国民、市民の負担増に転嫁する増税そのものであります。今後、さらに国民、市民の負担が増加することは明らかであり、承認しがたいものであります。

議案第32号の後期高齢者医療制度は、次のような問題点があります。

まず、収入の少ない高齢者にとって、保険料が過剰な負担になること。保険料の2年ごとの見直しが制度化されており、保険料が自動的に決まる仕組みであること。後期高齢者医療広域連合が一般財源を持たないため、自治体独自で減免を講じてきたようなことができなくなるということ。広域連合の議員は、各地と地方の町の長及び議会の議員のうちから選ばれることになっており、後期高齢者の意思や願いが広域連合に反映される仕組みとはなっておりません。

以上のことから、この3つの特別会計に反対をいたします。

続いて、議案第33号の水道事業会計予算につきましては、賛成しがたいということ、また表明をいたします。

この中の総係費の委託料に平日夜間、土日等の通常勤務時間以外の水道施設運転管理業務等の経費が計上されております。水道事業は、市民の健康や衛生的な生活環境を保証するライフラインとして地域社会における重要な社会的基盤であります。

したがって、安心・安全で正常な水を供給することが市民への最大のサービスであり、行政の責務であると考えます。こういった形で委託することについて反対の立場を表明いたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） まず、インターネット中継制度の導入についての修正案には賛成。それから、先ほど田中敏靖議員から出されました災害支援の予算修正には反対。そして、一般会計で、このインターネット中継の修正を除く原案については反対。さらには、特別会計で、国民健康保険事業特別会計、それから同じく水道事業会計予算、それから工業用水道事業会計予算、これらには反対。残る議案には賛成の立場で討論いたします。

まず、インターネット中継につきましては、もう市民に開かれた議会を一刻も早く実現するという意味では喫緊の課題でありまして、これは修正案のとおり新年度から直ちにこれに実現に取りかかることが必要だと考えます。よって、修正案には賛成いたします。

それから、田中敏靖議員提出の修正案は、先ほども質疑で述べましたが、制度設計がはっきりしてないということで、むしろ既存の制度を十分に活用して、そして被災者一人ひとりの個別具体的な困難に対して、行政がきめ細かに、行政だけでなく、市民全体がきめ

細かに援助の手を差し伸べるという形で対応していくべきだということで、とりあえずこれは反対したいというふうに思います。

それから、一般会計予算につきましては、以下の理由で反対をいたしたいと思います。

この平成23年度防府市一般会計予算では、現下の厳しい経済情勢を反映して、法人市民税は若干回復の兆しが見えるものの、個人市民税は大幅な減収が見込まれております。このようなときこそ、地方自治体はその本来の責務である住民の安心・安全、命と暮らしを守る役割を十分に発揮しなければならないわけであります。

ところが、残念ながら新年度予算においては、相変わらず行政改革の名において、このような立場での施策が縮減されようとしております。いわゆる聖域なき行革のもとで、本来行政が直接責任を持つべき住民サービスが次々に民間委託や民間移管され、企業の営利目的に供されてようとしているわけであります。保育所の民間移管も引き続き検討され、また保護者、教職員、市民の強い反対にもかかわらず、学校給食の民間委託もさらに拡大され、新年度は新たに華浦小学校、小野小・中学校が民間委託されようとしております。また、祝祭日のごみ収集廃止に対しても、市民の不満は依然として強いものがあります。

さらに、新年度予算では、学校給食の共同調理場の配送業務を随意契約で民間委託することになっておりますが、これは、随意契約は本来やってはならないものであり、市はさまざまな理由を述べて例外的適用を主張しておりますけれども、これは断じて認めることはできません。

一方、市民の暮らしを守るべき行政が、逆に市民の暮らしを圧迫する結果をもたらしていることも見過ごすことはできません。高過ぎる健康保険料は、既に負担の限界を超えており、これを少しでも軽減するための施策が切実に求められておりますけれども、本市では他市が行っているような、一般会計からの繰入による保険料の軽減を行っておりません。

また、この間、行革によって市の職員が大幅に減らされた結果、多くの部署で職員の過重負担が強まり、市民の望む行き届いた行政が行えない局面もあちこちで生まれております。今や住民の要望に十分に対応するためにも、逆に職員の増員が求められているのではないのでしょうか。

以上、議案第22号平成23年度防府市一般会計予算について、修正案には賛成、修正部分を除く原案には反対をいたします。

さて、引き続き、もう少しであります。議案第24号平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計予算については、反対をいたします。

新年度の保険料率は据え置きとなっておりますけれども、一般会計のところで述べたとおり既に国民健康保険料は所得の1割を超え、市民の負担の限界を超えております。さら

に、新年度から、賦課限度額を現行の73万円から77万円に引き上げることがほぼ決まっております。

この際、一般会計からの繰り入れなどによって保険料の引き下げに踏み切るべきだと考えます。よって、この特別会計予算には反対をいたします。

次に、議案第33号平成23年度防府市水道事業会計予算並びに議案第34号平成23年度防府市工業用水道事業会計予算に反対をいたします。

これまで一貫して主張してまいりましたとおり、市民の生命線、ライフラインを市が直接責任を持って管理運営することの重要さは、このたびの東北太平洋大災害の経験を見ても一層明らかであります。しかるに、市は、新年度からもこの重要な事業の一部業務を外国の巨大なウォータービジネスに委託しております。市民の安心・安全を保障する観点から、これを認めることはできません。よって、この両特別会計予算に反対をいたします。以上であります。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 総務委員会の修正案について、反対の立場で討論いたします。

インターネット経費について計上されておりますけれども、現在、インターネット、なるほど普及はしているという思いはあるんですが、まだまだインターネットは不十分な面があります。普及はしておるといいながら、各家庭で、必ずしもすべてに普及しているとは申せません。

それから、現在インターネット以外に、他のメディアで可能性があるものがたくさんございます。例えて申し上げますと、CD配付、これは1枚が3円ぐらいでできるようなものです。それから、マイクロチップ配付、これは1個が5円ぐらいでできるものです。

このような制度ができておりますので、そういうこともあわせて検討すべきであって、1年間かけてでも、こういうものは考えていくべきだと。早急に、急ぐことはないというふうには考えております。

今、先ほど私の、災害支援の修正案を提案しましたけれど、これと同様、急ぐものは急ぐ、このように、今、我慢できるものについては検討した方がいいということで、この総務委員会の修正案につきましては、反対の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ただいま議題になっております平成23年度一般会計予算について、まず田中敏靖議員提出の修正案に反対、総務委員会提出の修正案に賛成、そして、その他につきましても、条件つきながら賛成という討論をさせていただきます。

まず、田中議員提出の修正案でございますが、私が質疑もいたしました。おととしの豪雨災害による市営住宅あるいは県営住宅等々に入居されてる方々に対しては、全く生活費の支援はなされておられません。あえて聞いたわけですが、田中議員もお答えになってなかった。もう少し勉強して出してもらおうとありがたかったんですが、全く生活支援は出されておられません。

そこで、災害の規模が違っていると、こういう御意見でございましたが、災害の規模は違って、被災された一人ひとりにつきましては、全く同じなんです。勝坂で家を流された人も、東北で家を流された家族も、お一人お一人は全く同じで、そこに差をつけるべきではない。防府市の同胞が市営住宅に入られた場合は、一銭も公費では出してない。だとするならば公平の理論からしますと、それをすべきではないというふうに思います。

さりとて、大変難儀をしておられるのもまた事実でございます。しかし、それぞれの転入をされた御家族には、いろんな条件がございます。お年寄りを抱えられた方、あるいはこまい子どもを抱えられた方、あるいは預貯金等の資産をいっぱい持っていらっしゃる方、向こうでも生活が苦しかった方、いろいろな条件がございます。

そういうふうなものは、市及び社会福祉協議会等がよく事情をお伺いして、それなりの手当を差し上げるというのが筋ではないか。その場合には、東北に送るであった災害の支援物資あるいは災害見舞金も、東北に送るか東北から来られた方に差し上げるか、同じことなんです。被災者に差し上げるという意味では、そういうことも含めて検討していただければ、それで充分だという意味で反対をいたします。

それから、総務委員会提出のインターネットでございますが、御案内のとおりこの4月から議会基本条例が動き出します。そして、その中には大きい項目として、「開かれた議会」ということを述べております。先日来の議員定数の特別委員会等々でも阿部会長さんも「大東市ではインターネット中継をやってるよと、防府は何かい」と、こういうふうな話でございましたし、あるいは、参考人でお見えになった方も「インターネット中継等があるとええね」というようなこともおっしゃってました。一番我々が今考えなきゃいけないことは、議会が何しよるかわからんというふうな話でございます。リアルタイムで市民の皆様、今議会は何を質問し、どういう答弁があったかということを知っていただくことは大変大事だし、タイミング的にも議会基本条例が発効をいたします今日が一番ベストであるという観点から、賛成をさせていただきます。

それから、その他の予算案につきましては、先ほど木村議員もおっしゃいましたが、給食センターで調理された給食の搬送につきましては、財務規則のどこを見ても本来随意契約を結ぶべきではない。

これは、執行上の問題でありますから、予算をつけないというわけにはいきませんから予算は賛成をいたしますが、ぜひ執行に当たっては十分留意をされ、また、監査委員さんも十分マークをしておいていただきたいというふうに思いますし、高潮ハザードマップにつきましても、東北沖地震では、津波のハザードマップを信頼したばかりに亡くなられた方はたくさんいらっしゃって、津波のハザードマップを信頼されてない方は命が助かった。3階に上がれば助かるというハザードマップもろうちよったら3階まで潮が来たと。ところが、ハザードマップを信頼しないで山のほうへ逃げた方は助かったというような状態です。想定外という言葉で災害は済まされるわけではないです。その辺を十分勘案したハザードマップをつくっていただきたいし、そして小野のほうまで高潮のハザードマップをつくることはない。配ることはない。関係のあるところだけ配ればいいんです。

ということをお願いしておきたいと思っておりますし、もう1点申し上げますと、山頭火ふるさと館の基本計画につきましても、その前の整理がほとんどできてないまま、ややもすると、建設ありきでスタートしているのではないかと。もう少し議論を深めていただく、これはもう執行上の問題でありますから議案そのものには賛成をいたしますが、そういうことを苦言をいたしまして、その他の予算案については賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） 議案第22号平成23年度防府市一般会計予算についてであります。総務委員長の報告でもありましたけれども、開かれた議会が今求められております。そうしたことと議会基本条例のスタートにあわせたことが、ときにあったことであろうかと考えております。よって、インターネットを活用した一部修正予算については賛成いたします。

それと、もう1点、先ほど出ました災害救助費の2,000万円の算出の根拠を、田中敏靖議員のほうから提出され説明がありましたが、その2,000万円の積算の根拠、仮定してと、20名といった点においてもあいまいな点もございますので、この件につきまして、まだまだ議論も必要ではなかろうか。今の時点ではあいまいにしかとれないということで、この件については反対と。残りの予算につきましては、賛成の立場を表明したいと思います。

それと、特別会計におきましては賛成の意を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、最初に議案第22号をお諮りいたします。本案については、修正の動議も提出されておりますので、まず田中敏靖議員提出の修正案について、起立による採決といたします。本修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第 2 2 号の田中敏靖議員提出の修正案は否決をされました。

次に、本案の総務委員長報告は修正でありますので、総務委員会の修正案を起立による採決といたします。総務委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第 2 2 号の総務委員会修正案は可決をされました。

次に、修正議決をした部分を除く原案について、起立による採決といたします。本案については、修正議決した部分を除くその他の部分について原案のとおり可決をすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第 2 2 号の修正議決した部分を除くその他の部分につきましては、原案のとおり可決されました。

ただいま議題となっております議案のうち議案第 2 4 号、議案第 3 1 号、議案第 3 2 号、議案第 3 3 号及び議案第 3 4 号の 5 議案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

まず、議案第 2 4 号については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第 2 4 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 1 号及び議案第 3 2 号の 2 議案については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第 3 1 号及び議案第 3 2 号の 2 議案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 3 号については、産業建設委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第 3 3 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号については、産業建設委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第34号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号から議案第21号、議案第23号、議案第25号から議案第30号及び議案第35号までの14議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第16号から議案第21号、議案第23号、議案第25号から議案第30号及び議案第35号までの14議案については原案のとおり可決されました。

2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 平成23年度防府市一般会計予算のうち山頭火ふるさと館の整備事業に関係をいたしまして、予算執行上の問題点として、附帯決議を提案したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（行重 延昭君） ただいま、2番、土井議員より、議案第22号平成23年度防府市一般会計予算に対する附帯決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はおありでございましょうか。御起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議が成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） 平成23年度防府市一般会計予算のうち三田尻御茶屋公園整備に関して、執行上の問題がありますので、附帯決議を提出したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（行重 延昭君） ただいま、17番、安藤議員より、議案第22号平成23年度防府市一般会計予算に対する附帯決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はおあ

りでありましょうか。御起立お願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 平成23年度防府市一般会計予算の給食調理業務等一部業務委託事業の業者選定に関して、附帯決議を提出したいと思っておりますので、お計らい、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） ただいま、12番、田中健次議員より、議案第22号平成23年度防府市一般会計予算に対する附帯決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はおありでしょうか。御起立お願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

お諮りをいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） このたびの東北地方太平洋沖地震の被災者救援を求める決議を議題に追加していただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） ただいま、7番、重川議員から、防府市に転居された東北地方太平洋沖地震の被災者の支援を求める決議案が提出されましたが、所定の賛成者はおありでしょうか。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、議会運営委員会を開催するため暫時休憩といたします。

議会運営委員会の皆様方、大変申しわけございませんが第1委員会室に直ちに御参集ください。

午後2時35分 休憩

午後3時34分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） まず最初に、議案の第1号、請願第1号、請願第2号の中で、私が討論させていただきましたが、その中で、若干、ルールを逸脱しておったということで、言葉に少し行き過ぎがあったということがございましたので、そのあたりを削除させていただけたらと思っています。

○議長（行重 延昭君） それでは続行いたします。

決議第1号平成23年度防府市一般会計予算の山頭火ふるさと館整備事業に関する附帯決議（追加）

決議第2号平成23年度防府市一般会計予算の三田尻御茶屋公園整備に関する附帯決議（追加）

決議第3号平成23年度防府市一般会計予算の給食調理業務等一部業務委託事業の業者選定に関する附帯決議（追加）

決議第4号防府市に転居された東北地方太平洋沖地震の被災者支援を求める決議（追加）

○議長（行重 延昭君） ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました4件の動議については、直ちに議題といたしたい旨の協議がなされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第1号、決議第2号及び決議第3号の議案第22号平成23年度防府市一般会計予算に対する附帯決議案並びに決議第4号を議題といたします。

ここで附帯決議案配付のため暫時休憩といたします。事務局。

午後 3 時 3 5 分 休憩

午後 3 時 3 7 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、まず決議第 1 号の提出者から提案理由の説明を求めます。2 番、土井議員。

〔2 番 土井 章君 登壇〕

○2 番（土井 章君） 決議第 1 号平成 2 3 年度防府市一般会計予算のうち、「山頭火ふるさと館」整備事業に関する附帯決議につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、決議の内容でございますが、基本計画の策定に当たっては、市民、関係団体等、及び議会と十分な協議を行うことといたしております。

それでは、その理由につきまして申し上げます。

このたびの一般会計予算におきまして、「山頭火ふるさと館」建設整備事業として、その基本計画策定経費が 2 3 年度当初予算に計上されておきまして、その後、平成 2 4 年度には基本設計、実施設計、平成 2 5 年度には、建設工事に着手をするという計画が示されております。

箱物の整備につきましては、後年度負担が伴うことから、慎重な検討がなされるべきであるというふうに思いますが、これまでの「山頭火ふるさと館」整備にかかる検討経緯を考察いたしますに、施設建設ありきで検討が進められていると言わざるを得ません。

その理由といたしまして、まず、（仮称）山頭火ふるさと館設置検討協議会が先刻、報告書が出されておりますが、その報告書の検討過程におきまして、防府市地域交流センター（アスピラート）の「種田山頭火の部屋」では、なぜいけないのか、何が不足しているのか、あるいは少し改良や改善を行えば、利活用できるのかどうかというような検討が全くなされていないというのは、残念至極でございます。

また、このような記念館的な施設におきましては、展示資料の一次資料、実物ですが、実物の多少がその施設の成否を左右するとも言われておりますが、市は全くそういう実物を保持しておらず、また、購入、あるいは寄贈、寄託等のめども立っておらず、具体的な検討もなされておきません。

さらに、最も重要な学芸員の配置を含めました運営体制や入館料等の問題、及びランニングコストの検討等が全くなされていないのでございます。

加えて、現在、用地も確保されておきませんが、検討協議会が提言した立地場所（地

域)におきましては、防府市の市有地は全く存在しておりませんし、私有地の取得が可能か否かも不明の状況であります。

こういう状態の中で、基本設計を何平米の土地が確保できるかできないかもわからない状態で、基本計画を策定していいものだろうかということでございます。大変拙速であると言わざるを得ないのでございます。

以上のことを踏まえまして、平成23年度防府市一般会計予算の執行に当たっては、先ほど申しました附帯決議を行いたいということでございます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長(行重 延昭君) 次に、決議第2号の提出者から提案理由の説明を求めます。
17番、安藤議員。

[17番 安藤 二郎君 登壇]

○17番(安藤 二郎君) それでは、三田尻御茶屋公園の整備に関する附帯決議について御説明申し上げます。

一番左側に書いてありますが、三田尻御茶屋歴史公園に必要とされる駐車場整備については、公園外の適切な場所の設置を検討する等、市民関係者及び議会との合意形成を得ることという附帯決議をいただきたいというふうに思っております。

説明をさせていただきます。

平成23年度一般会計予算では、旧三田尻公園内に、その敷地の3分の1を駐車場に当てるとして、その整備費が計上されております。

当該三田尻公園は、本年2月に行われた防府市都市計画審議会において、三田尻公園——これは街区公園ですけれども——を隣接する国指定史跡の三田尻御茶屋構内と一体化して、歴史公園と位置づけられました。

これによって、三田尻御茶屋は、防府市における一つの重要な観光拠点となり、新たな資産を生み出すという長期的視野に立った計画として評価されていたところであります。

しかし、この計画にとって、最も肝要と思われる公園のデザインをするより前に、駐車場整備が先行している、このことはまさに主客転倒であると言わざるを得ません。

また、産業建設委委員会審議の中で、地元の人たちの納得はいただいたとされておりますが、私は、まさに地元です。この説明会に参加した人たちの話を聞いてみた。多くの意見は、「せっかくの公園を3分の1にするのは反対です。(後刻訂正あり)でも、決まった以上は仕方ないでしょう」でした。本当に地元の意見を参考にしたようには思えません。

また、防府市初の歴史公園とされるからには、地元だけではなく、広く市民の意見を求めるべきではないか。その点で市民の十分な合意が得られたとは言いがたい。

さらに、調査の結果、周辺には駐車場の対象となる用地が、市有地を含めて何件かあることが判明いたしました。したがって、三田尻御茶屋を一体化させようとした貴重な公園用地を削らなくても、周辺の適切な場所に駐車場を設置すればいいことであります。

以上のことを踏まえ、平成23年度防府市一般会計予算の執行に当たっては、左記事項に留意することという附帯決議を提案をしたところです。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 次に、決議第3号の提出者から提案理由の説明を求めます。
12番、田中健次議員。

〔12番 田中 健次君 登壇〕

○12番（田中 健次君） それでは、決議第3号について御提案申し上げます。

平成23年度防府市一般会計予算の給食調理業務等一部業務委託事業の業者選定に関する附帯決議でございます。

最初に、趣旨を御説明申し上げます。

平成23年度から華浦小学校で新たに給食調理等の一部業務委託が行われますけれども、今、受託するということが決まっております業者は、平成20年10月に大阪府豊中市の幼稚園にて食中毒を発生、食品衛生法の営業停止処分を受けているということであります。

業者選定は、提案書とプレゼンテーションの審査で、一定水準以上の業者を選定後、入札を行い、決定するという方式をとっております。

しかし、平成21年度の業者選定作業から、「食品衛生法の営業停止処分」について、それまでは「業者のすべての業務」であったのを「学校給食調理業務」に限定し、応募資格を緩和したため、当該業者は応募が可能となった。幼稚園の給食は、学校給食には当たらないということであります。

これに関して、平成21年9月議会一般質問の答弁の中で、教育委員会は、「すべての食品衛生法の営業停止の処分の有無に関しての書類の提出を義務づけ、業者選定の際の審査項目としており、業者選定委員会において処分内容等を確認した上で、給食業務を完全に、確実に遂行できる業者かどうかを厳格に審査、選定」というふうに述べられております。

しかし、このたびの業者選定委員会では、教育民生委員会で確認したところ、資料を事前に配付したものの、業者選定委員会において処分内容等を確認しないまま、また、処分内容等について委員からの質疑も一切なく審査選定を行っております。これでは、議会で答弁した選定委員会の運営と大きく異なり、審査、選定が適正に行われたのか、疑義が残るところであります。

しかし、受託する業者は、応募の提出書類等要件により、食品衛生法により営業停止処分を受けたことをきちっと申告しており、業者の側に問題があるわけではありません。問題は、教育委員会の業者選定委員会の運営にあるわけであります。これでは、当該の小学校関係者に大きな不安を与えるだけでなく、また、当該業者にも多大な御迷惑をかけることとなり、教育委員会の責任は大きいと感じざるを得ません。教育委員会は、その説明責任を果たすべきであるというふうに考えております。

そのようなことを踏まえて、予算執行に当たって次の2点について留意をしていただきたいということであります。

第1に、華浦小学校のこの業務委託実施に当たり、食品衛生法の処分を受けた業者に決定した経緯を文書にして、保護者に配布するなど、当該小学校の保護者、関係者への説明責任を果たすこと。

2つ目に、給食調理業務委託の募集要項、要求水準及び業者選定方法を改めて再検討し、議会との合意形成を経てから次年度の業者選定作業に入ること。

以上でございます。よろしく御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 次に、決議第4号の提出者から提案理由の説明を求めます。7番、重川議員。

〔7番 重川 恭年君 登壇〕

○7番（重川 恭年君） 決議第4号防府市に転居された東北地方太平洋沖地震の被災者支援を求める決議。私たちは、一昨年のもう一つの豪雨災害において、全国の方々より物心両面にわたり、多くの援助をいただきましたこと、感謝の気持ちが深く心に刻まれております。

このたびの東北地方太平洋沖地震の被災者が、防府市への居住を希望された場合、一定期間の住まいは、市営住宅、県営住宅や雇用促進住宅など、住まいの配慮はされることとなっております。しかしながら、新聞・テレビ等の報道によりますと、何もかも流され、着の身着のままと察します。

したがって、市及び関係機関は、このような状況下で、人道的な立場から、被災者の状況に応じ、適切な支援をすべきです。

以上、東北地方太平洋沖地震の被災者支援を求める決議案を提出させていただきました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） 恐れ入りますけれども、決議第2号の訂正をさせていただきます。

中央付近に「また」というところがありますが、「また」の隣の隣、3行目、「せっか

くの公園を3分の1にするのは反対です」というふうに書いてありますが、「3分の1を削るのは反対です」ということで、3分の1にするわけではありませんので、これを訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。25番、田中敏靖議員。（「その前に」と呼ぶ者あり）23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） 突然の決議文を今、拝聴しております。そうしたことも考慮していただいて、会派で調整をとる時間を要するかと思いますので、休憩をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、山下議員から決議案の検討のため休憩の要求がありましたが、いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 異議ありませんか。暫時休憩といたします。できるだけ早い時間をお願いします。それでは休憩。

午後3時53分 休憩

午後3時57分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

一括して討論を求めます。25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 決議第2号につきまして、反対の討論をさせていただきます。

反対する大きな理由は、まず、この公園につきましては、平成22年の10月か11月ごろの市広報に告示されたと思います。意見があれば、都市計画公園の変更について公述しなさいというようなのがあったと思います。

その時点で意見を申し出たのは私一人だけでした。今、ここに書いてある、こういうようなことも、すべて皆様方にしっかり30分ぐらいかけて申し上げました。公述人としてやらしていただきました。その場合に、るる説明をいただきました。今、この中に入っておりますように、道路を越えてどうのこうの、こういう問題もあります。

で、ここは3分の1というふうな表現をされておりますが、面積についても説明をいた

できました。何平米のうち何平米を、あって、これで街区公園としては十分あるし、今からの公園としても十分あると、こういう、いろいろ説明をいただき、納得をした次第でございます。

で、現状で、あのあたりの公園整備というのは、お茶屋町の公園だけじゃなくて、東のもともとありました、労働会館がありました、こういうところもすべて公園の整理として、将来通しては必要であるというふうに思います。

当然、知り得ている情報を知っておれば、もっと早く、皆さんもこのようなことは、意見は当然出せたんじゃないかというふうに思います。そういうふうに、公述の機会がある、理解する機会を失っておったというふうに思います。

そういうことであれば、本来はこういう決議は、今、現在、出すことではなく、委員会で継続して審議をする等々、このような持っていき方もあったんじゃないかと思います。

私は、この内容につきましては、すべて説明を受けて、納得しておりますので、こういう決議は必要でない、このように申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、藤本議員。

○13番（藤本 和久君） 決議第2号に反対をいたします。

新年度予算の議案書を見て、私、現地を確認に行きました。塀越しでしか見れなかったんですけども、本当、立派に修復されておりました。萩往還の最終地としてふさわしいものに仕上がったということで、文化財課並びに関係者に深甚なる敬意を表したいと思いません。

ただ、足りないのが1つある。それは駐車場でございます。周辺には、無料駐車場はもちろん、有料駐車場もございません。英雲荘の南側に、ちょっとした敷地があるんですが、そこは文化庁が許可をしないというふうにかがっております。それで、北側にある街区公園に目が移ったんだろうと思います。

街区公園に駐車場、20台、乗用車が20台、そしてバスが2台の駐車スペースを設置する目的というか、必要性は街区公園では見出せないだろうというふうに思います。そこで、一帯を歴史公園として整備をするということで、駐車場スペースを確保されたんだろうと思います。

そういうことで、地元の了解もとられたとかがっておりますし、都市計画審議会の了解も、私どもメンバー1人ですが、了解もしました。手法は別として、結果として、駐車場のスペースがそこに整備できたということは、私は評価したいと思います。

加えて、今の英雲荘、本当にすばらしい、光る施設になっております。もし、お金がか

けれるのであれば、さらに中の施設を、さらに光るような施設、例えば、池、今は枯れ池になっていますけども、当時は多分、水が張った池ではなかったかなというふうに思います。それから樹木の剪定、こういったところにお金をかけていただきたいということで、反対討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 3番。山根議員。

○3番（山根 祐二君） ただいま審議中の決議のうち、第2号三田尻御茶屋公園整備に関する附帯決議について、反対の立場で討論をいたします。

新年度予算中、三田尻御茶屋公園公園整備事業は、これまで整備をして、一般に公開できる状態となった三田尻御茶屋公園を活用するため、隣接する三田尻公園を歴史公園と位置づけ、駐車場整備及び公園のトイレ改築を行うものです。

隣接する三田尻公園は、これまで専用の駐車場はなく、今回、駐車場とトイレが整備されることにより、公園利用者の利便性が図られ、多くの市民に喜ばれることと考えます。

また、三田尻御茶屋に訪れる観光客にとりましても、幹線道路に面し、隣接した位置に駐車場があることは、大変わかりやすく、安全に利用できるものとなります。三田尻御茶屋の正門に最も近く、あるべき姿で観光客の入館ができると思います。

したがって、執行部の計画している原案を支持し、本附帯決議に対して反対の意思を表明をいたします。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。決議第1号及び決議第3号、決議第4号の3議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。したがって、決議第1号、決議第3号、決議第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、決議第2号につきましては、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。決議第2号について、これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、決議第2号については原案のとおり可決されました。

報告第2号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成23年2月7日午前8時55分ごろ、クリーンセンター職員が可燃ごみを収集するため、市道栄町白坂線を移動中、迫戸町90番5地先において、対向車と離合するため、ごみ収集車を後進させた際、車両後方の相手方の車両に接触させて損傷させたものでございます。

車両の修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しておりますが、今後、交通安全指導をより一層徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第2号を終わります。

議案第37号交通事故に係る和解について

○議長（行重 延昭君） 議案第37号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第37号交通事故に係る和解について御説明申し上げます。

本案は、平成22年12月16日午前10時11分ごろ、社会福祉課の職員が、生活保護用務のため車両を運転中、東仁井令町347番1地先の交差点において、市道大藪新田線を南に進行するため、市道鍛冶屋河内6号線から右折しようとして進入した際、市道大藪新田線を北へ進行するため、市道高倉仁井令線から右折しようとして進入してきた相手方の車両と接触し、双方の車両が損傷した事故について、相手方と和解しようとするものでございます。

このたびの事故に関し、その過失割合について協議を重ねてまいりましたが、合意に至りませんでした。

このような場合、調停の申し立てや訴えの提起などにより解決することも考えられます

が、今回の事故は物損事故であり、また、事故の目撃者もいないため、主張の立証が困難であることや、本市の車両の損害額等も勘案し、それぞれの損害をそれぞれで負担することで和解しようとするものでございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第37号については原案のとおり可決されました。

議案第38号平成22年度防府市一般会計補正予算（第15号）

○議長（行重 延昭君） 議案第38号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 一般会計補正予算（第15号）を御説明いたします前に、私からも東北地方太平洋沖地震によりお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

議案第38号平成22年度防府市一般会計補正予算（第15号）について御説明申し上げます。

午前中、市長より東北地方太平洋沖地震の被害に対します本市の取り組みにつきまして報告させていただきました。その一環といたしまして、本市に対し、平成21年7月の豪雨災害による被災者支援のため、全国から多くの義援金及び支援物資をちょうだいいたしましたことに対しまして、お礼の意を表するとともに、国難とも言える未曾有の被害を受けられました自治体及び住民の皆様方の一刻も早い復興を願ひまして、全国各市からの義援金の取りまとめ役であります全国市長会へ、4ページ上段の2款総務費1項総務管理費

1目一般管理費26節寄附金におきまして、東北地方太平洋沖地震災害見舞金といたしまして6,000万円を計上させていただいております。

また、その財源といたしまして、同ページ下段で14款予備費を充当いたしまして、10億1,774万1,000円といたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第38号については原案のとおり可決されました。

議案第39号防府市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

議案第40号防府市議会委員会条例中改正について

議案第41号防府市議会委員会条例及び防府市議会図書室条例中改正について

議案第42号防府市議会会議規則中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第39号から議案第42号までの4議案を一括議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。10番、河杉議員。

〔10番 河杉 憲二君 登壇〕

○10番（河杉 憲二君） それでは、議案第39号から議案第42号までの4議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第39号防府市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてでございますが、本年4月1日から施行されます防府市議会基本条例におきまして、事件議決の拡大を図ることとしておりますので、その詳細について定めたものでございます。

内容につきましては、地方自治法で定められております基本構想のほか、14の計画及び姉妹都市の提携について、議会が議決すべき事件として定めるものでございます。

続きまして、議案第40号防府市議会委員会条例中改正についてでございますが、同じく本年4月1日から、上下水道事業の組織統合に当たり、所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第41号防府市議会委員会条例及び防府市議会図書室条例の改正についてでございますが、本年4月1日から施行されます防府市議会基本条例におきまして、委員会を原則公開ということとしておりますので、所要の条文整備を行おうとするものでございます。

また、議会図書室の適正な管理運営及び機能の強化等について詳細を定めるものでございます。

続きまして、議案第42号防府市議会会議規則中改正についてでございますが、同じく本年4月1日から施行されます防府市議会基本条例におきまして、防府市議会改革推進協議会を設置することとしておりますので、その詳細を定めようとするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております4議案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております4議案については、原案のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第39号から議案第42号までの4議案については、原案のとおり可決されました。

17番、安藤議員。

○17番（安藤 二郎君） 防府市住民投票条例の改正の動議を提出いたします。よろしくお願いたします。

○議長（行重 延昭君） ただいま 17 番、安藤議員より、防府市住民投票条例中改正についての動議が提出されましたが、所定の賛成者はおられますでしょうか。御起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

本来でありますと、ここで議会運営委員会に日程をお諮りするところではありますが、現在、最終日であります。残す日程は、常任委員会の閉会中の継続調査のみでありますので、議会運営委員会にはお諮りをいたしません。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第 43 号防府市住民投票条例中改正について（追加）

○議長（行重 延昭君） 議案第 43 号防府市住民投票条例中改正についてを議題といたします。

ここで議案配付のため暫時休憩といたします。事務局。

午後 4 時 17 分 休憩

午後 4 時 18 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで提出者から提案理由の説明を求めます。17 番、安藤議員。

〔17 番 安藤 二郎君 登壇〕

○17 番（安藤 二郎君） 最初に、改正部分について御説明申し上げます。

1 ページあけていただきまして、防府市住民投票条例の一部を改正する条例ということで、防府市住民投票条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中、「変更することができる」を「変更しなければならない」に改めるということとございます。

これは、どういうことかと申しますと、最初のページに少し書いてありますけれども、ちょっと読みますと、住民投票をその他の選挙と同時に実施することは、一時的な世論の扇動により投票行動が左右され、正常に機能を発揮できない危険性があるため、住民投票は、住民の中で正しく議論が交わされ、その他の目的なく住民の意思が純粹に反映できる

よう、住民投票の期日を改正するため、本案を提案するということでございます。

若干、補足説明させていただきます。

住民投票とか国民投票という功罪については、既に各国で多くの議論がありまして、間接民主制を補完する手段、あるいは市民の政治参加の最大限活用する手段として、その意義が高く評価されておりますけれども、反面、その運用に多くの難点が指摘されて、多方面から批判が提示されております。

多くの憲法学者もその難点について指摘しておりますけれども、辻村さんという東北大学大学院の教授が、その著書「憲法」の中で、次のように指摘されておられます。

「住民投票や国民投票が、プレビシットとして機能する危険性がある」と指摘されております。プレビシットというのは、国民の意思を問うのではなくて、時の権力担当者が自己の地位や権限を強化する目的や役割を持って行う国民投票制度のことで、例えば、ナポレオンが皇帝に即位するに際して起こったのは、プレビシットというものでございます。

また、通常の国民投票が、政治権力者や独裁者を正当化するために機能する危険性がある。確かに、行政権担当者が自己の政策の信任投票と人気投票のために利用した経験が実在し、その危険への警戒の必要性は今日でも変わっていないと論じておられます。

本来、このような特性を持つ住民投票を幾つかの選挙と同時に行うことで相乗効果を生み、市民の関心を呼び、まさに先生の言われておられるプレビシットとして機能する危険性を秘めているわけです。

国内においても、先ごろ行われました名古屋市に見られる知事選、市長選、住民投票のトリプル選挙について、後に片山総務大臣が「邪道ではないか」と指摘される場面もありました。

そこで、今回は真の意味での住民投票のあり方について、一石を投じるべく、本条例改正案を提出させていただきました。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、討論を求めます。12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 今、住民投票条例の改正の動議が出されましたけれども、防府市の住民投票条例、先ほどの改正案の中にも示されておりますが、平成18年に制定を

されているわけであります。施行して4年以上経過をして、全国で、かなり住民投票というものが、特に合併の問題などを一つの形として実施をされてきて、問題点ということもまた言われております。

そういうことの中で、例えば、先ほど安藤議員は、憲法学者というふうに言われましたけど、私がちょっと調べた分では、千葉県総務部政策法務担当参事という行政関係の方が神崎さんという方ですけれども、「アカデミア」という雑誌の87号に、「政策法務から見た住民投票条例の設計」ということで論文を書かれております。

それでその中で、プレビシットの批判ということが、もちろんありますけれども、そのほかに例えば、「住民投票の対象案件」について、基本的人権の制約を伴う政策判断については、特にマイノリティの権利保護にかかわる事項について、住民投票の対象案件から除外すべきというような考え方もあるであるとか、あるいは、「投票率要件」という形で、今、投票率を、50%に満たないと開票しないというような投票率要件があるんですが、ちょっとカタカナで申しわけないんですが、「フォールス・マジョリティの防止」ということがあるというふうに言われております。

投票結果が、投票者の多数の意思をあらわしていないという形で、50%の例えば投票率要件があっても、その6割の賛成であれば、全体でいけば30%の有権者の賛成というようなこともある。

そういうことで、投票率要件があるわけですが、投票率要件があるがために、ボイコット運動というような形で、住民投票に対して不正常的な問題が起きるということも、全国的にはあると思います。

だから、そういったフォールス・マジョリティの防止、あるいは結果の正当性に疑義が生じると、そういったことでの内容について、もう少し検討すべきだというのが言われております。

ちなみに、英国のレファレンダム、英国の住民投票においては40%ルールというものがあまして、住民投票の過半数の賛成に加え、全有権者の40%の賛成が必要だと、こういうのが英国の40%ルールでありますけれども、過半数の賛成のほかに、全有権者の40%の賛成と、こういった問題も提起をされております。

そういう中で、住民投票の期日の問題についても、この神崎さんは、住民投票の期日について、同時実施を認めるメリットは、実施にかかる経費を節減することができること、デメリットは、同時に実施される選挙の争点に引っ張られて、住民投票の案件についての判断が正確になされるか疑問であること、住民投票の案件について判断が正確になされるという点が、直接民主制の負の側面を憲法的価値の実現という観点から、正の側面に転換

するための条件整備の構成要素の一つである、そういうことで大変需要だと、そういう形で、理想的には選挙と別の期日に実施することが望ましい。こういう形で、千葉県の職員の方、もちろん、これは個人的な見解ということでしょうけれども、そういう地方自治の雑誌に投稿をされております。

期日以外の問題についても、やはり住民投票条例、今の条例については若干問題があって、そういうこともひっくるめて、総合的に私は改正をすべきところがあるんじゃないかと思いますが、こういう形で出されているものは、こういった一つの、住民投票条例についての現行の問題点の指摘と非常に重なる部分があって、正当な改正であると考えますので、賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） 防府市住民投票条例中改正についてであります。考え方、また扱いにつきましては、違いがあつて当然であろうかと思ひます。

で、そもそもこの条例の取り扱いの発端は、御承知のことではございますが、市議会議員定数27人を17人に削減をするという市民団体の直接請求を受けて、市長が条例改正案を臨時議会に上程しましたけれど、継続審議とした1月の19日、直後、記者会見で松浦市長のほうから、住民投票を発議するという考えが明らかになったと認識しております。

で、この住民投票を単独投票と制限をつける事柄については、先ほど申しましたように、考え方にはいろいろな立場で違いもあろうかと思ひますので、公明党としては反対を表明いたします。

その反対の理由として3点ばかり申し上げます。

一つは、住民投票条例は、平成18年の12月1日から施行となっておりますけれど、この間、4年数カ月、同条例を実施したことはないであります。よかったのか、悪かったのかを検証する判断は何一つない中で修正がされるということは、いかがなものかと考えております。

もう一つは、住民投票条例の実施日が他の選挙と重なった場合は、必要であれば投票日を変更できる条文を備え持っているわけでありまして。あえて、その部分を禁ずるような条例、条文改正にすると、日程が例えば重なった場合、単独投票となりますと、その間、2度の、投票に経費がかかることにつながっていることも、考えないといけないのではないかと思います。

もう一つは、多くの市民の意思、また判断を受けることに、投票率の向上が叫ばれておるわけでありまして。そうした部分にも、何も検証せず、さっき趣旨説明の中に、「正常に機能を発揮できない危険性があるため」と、こういった文言が入っておりますけれども、

私どもは、それは考えられないわけであります。

で、単独投票と制限をつける事柄に対して、また、この時期に議会側から手をつけることは、市民の立場からして、また、市民が主役という立場からして、市民から理解を得ることは非常に厳しいのではないかと、こう判断して、この改正案には反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） この住民投票条例改正につきまして、反対の立場で討論させていただきます。公明党さんのお考えはごもっともだと私も思います。

この条例改正は、松浦市長の今後の行動に先手を打つというか、その行動をくじくような物の考え方ではないかなと、かように思います。

また、先ほどからいろいろ説明がありましたけれど、現実には条例をつくって、実際にまだ何もやってない、このような結果で、結果が出てないうちに改正するというのは、いかがかと、かように思います。

今後、改正にするに当たりましては、もっとじっくり考えてやるべきだと私は思いますので、反対させていただきます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第43号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よりまして、議案第43号については原案のとおり可決をされました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成23年第2回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。大変お疲れでございました。

午後4時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年3月25日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 藤 本 和 久

防府市議会議員 三 原 昭 治

議案に対する議員の態度

議案 番号	平成23年第2回定例会 議案の審議結果	○賛成 ×反対																		議決 結果							
		会派・議員名(※議長は除く)																									
		明政会			公明党			民意 クラブ		民主・ 連合の会			平成会		七日会		日本共 産党	息吹	市民ク ラブ		六日会						
		大田	佐鹿	土井	弘中	松村	高砂	山下	山根	齊藤	重川	三原	青木	藤本	山田	田中敏	横田	中林	河杉		久保	木村	山本	安藤	田中健	今津	
1	防府市議会の議員の定数を定める条例中改正 について	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	否決
3	移転補償金が過大であった件に関する和解につ いて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
4	平成22年度防府市一般会計補正予算(第13号) (財政調整基金積立減額修正案)	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	可決
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	可決
5	平成22年度防府市競輪事業特別会計補正予算 (第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
6	平成22年度防府市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
7	平成22年度防府市索道事業特別会計補正予算 (第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
8	平成22年度防府市同和地区住宅資金貸付事業 特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
9	平成22年度防府市公共下水道事業特別会計補 正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
10	平成22年度防府市老人保健事業特別会計補正 予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
11	平成22年度防府市介護保険事業特別会計補正 予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
12	平成22年度防府市後期高齢者医療事業特別会 計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
13	平成22年度防府市水道事業会計補正予算(第2 号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
14	平成22年度防府市工業用水道事業会計補正予 算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
15	山口県市町総合事務組合の共同処理する事務 の変更及び規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
16	防府市地域職業訓練センター設置及び管理条 例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
17	防府市中小企業振興条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
18	防府市工場等設置奨励条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
19	防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改 正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
20	防府市大平山索道設置及び管理条例中改正に ついて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
21	防府市奨学資金貸付条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案 番号	平成23年第2回定例会 議案の審議結果	○賛成 ×反対																		議決 結果					
		会派・議員名(※議長は除く)																							
		明政会			公明党			民意 クラブ		民主・ 連合の会			平成会			七日会		日本共産 党			市民ク ラブ		六日 会		
		大 田	佐 鹿	土 井	弘 中	松 村	高 砂	山 下	山 根	齊 藤	重 川	三 原	青 木	藤 本	山 田	田 中 敏	横 田	中 林	河 杉		久 保	木 村	山 本	安 藤	田 中 健
22	平成23年度防府市一般会計予算 (被災者支援増額修正案)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	否決
	(総務委員会修正報告書(インターネット中継増 額修正案))	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	可決
23	平成23年度防府市競輪事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
24	平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計 予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	原案可決
25	平成23年度防府市索道事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
26	平成23年度防府市と場事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
27	平成23年度防府市青果市場事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
28	平成23年度防府市同和地区住宅資金貸付事業 特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
29	平成23年度防府市駐車場事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
30	平成23年度防府市交通災害共済事業特別会計 予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
31	平成23年度防府市介護保険事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	原案可決
32	平成23年度防府市後期高齢者医療事業特別会 計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	原案可決
33	平成23年度防府市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	原案可決
34	平成23年度防府市工業用水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	原案可決
35	平成23年度防府市公共下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
36	平成22年度防府市一般会計補正予算(第14号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
37	交通事故に係る和解について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
38	平成22年度防府市一般会計補正予算(第15号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
39	防府市議会の議決すべき事件を定める条例の 制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
40	防府市議会委員会条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
41	防府市議会委員会条例及び防府市議会図書室 条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	平成23年第2回定例会 議案の審議結果	○賛成 ×反対																				議決結果			
		会派・議員名(※議長は除く)																							
		明政会		公明党		民意 クラブ		民主・ 連合の会		平成会		七日会		日本共産 党		息吹		市民ク ラブ		六日 会					
大田	佐鹿	土井	弘中	松村	高砂	山下	山根	斉藤	重川	三原	青木	藤本	山田	田中敏	横田	中林	河杉	久保	木村	山本	安藤	田中健	今津		
42	防府市議会会議規則中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
43	防府市住民投票条例中改正について	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書																									
1	JKA交付金制度の改善を緊急に求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
2	環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	原案可決
請願																									
1	議員定数の削減を行わないよう求める請願書	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	不採択
2	市民生活第一の市政を求める請願書	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	不採択
決議																									
1	平成23年度防府市一般会計予算の山頭火ふるさと館整備事業に関する附帯決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
2	平成23年度防府市一般会計予算の三田尻御茶屋公園整備に関する附帯決議	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
3	平成23年度防府市一般会計予算の給食調理業務等一部業務委託事業の業者選定に関する附帯決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
4	防府市に転居された東北地方太平洋沖地震の被災者支援を求める決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決